

**名古屋市北名古屋工場（仮称）
整備運営事業**

入札説明書

平成27年 7月 8日

名 古 屋 市

目 次

1 入札説明書の趣旨	-----	8
2 本事業の概要		
(1) 事業名称	-----	9
(2) 対象となる公共施設等の種類	-----	9
(3) 公共施設等の管理者	-----	9
(4) 事業目的	-----	9
(5) 本施設整備・稼働の基本方針	-----	9
(6) 公共施設等の立地条件及び規模	-----	10
(7) 事業方式	-----	12
(8) 事業期間（予定）	-----	12
(9) 事業スケジュール（予定）	-----	12
(10) 事業期間終了後の措置	-----	12
(11) 事業の対象となる業務範囲	-----	12
(12) 民間事業者の収入	-----	14
(13) 事業に必要な根拠法令等	-----	15
3 応募に関する事項等		
(1) 応募者の参加資格要件等	-----	16
(2) 応募に係る留意事項等	-----	21
(3) 入札予定価格	-----	22
4 提案の審査及び民間事業者の選定		
(1) 民間事業者の選定の方法	-----	23
(2) 民間事業者の募集及び選定のスケジュール	-----	23
(3) 選定審議会の設置	-----	23
(4) 審査方法	-----	24
(5) 入札手続き等	-----	24

(6) 落札者との契約手続き等	30
(7) 民間事業者を選定しない場合	30

5 提出書類

(1) 資格審査（第一次審査）時の提出書類	31
(2) 資格審査通過後に入札を辞退する場合の提出書類	31
(3) 対話実施時の提出書類	31
(4) 入札説明書等に関する質問の際の提出書類	31
(5) 提案審査（第二次審査）時の提出書類	32

6 入札書及び提案書作成要領

(1) 一般的事項	37
(2) 入札書	37
(3) 事業提案書等	38
(4) 施設整備委託料及び運営委託料に関する内訳書	38
(5) 設計図書	44
(6) 提案図面	44

7 契約に関する事項

(1) 基本協定の概要	46
(2) 特別目的会社の設立等	46
(3) 事業契約の締結	46
(4) 議会の議決	46
(5) 契約保証金の納付等	47

8 事業実施に関する事項

(1) 資金調達	48
(2) 保険	48
(3) 市と民間事業者の責任分担に関する考え方	48
(4) 事業契約上の債権の取り扱い	48

(5) 事業用地に関する事項	49
(6) 誠実な業務遂行義務	49
(7) 業務の委託等	49
(8) 技術者の配置	49
(9) 市によるモニタリング	49
(10) 法制上及び税制上の措置に関する事項	51
(11) 財政上及び金融上の支援に関する事項	51
(12) 株式会社民間資金等活用事業推進機構の出融資の取扱いについて	51
(13) その他事業実施に際して必要な事項	51
(14) 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	52

9 その他

(1) 情報の提供	53
(2) 事業契約に違反した場合の取り扱い	53
(3) 市の担当窓口	53

別紙一覧

- 別紙1 事業計画予定地位置図
- 別紙2 入札参加者が選択可能な「ごみ処理方式・資源化処理業務」及び対応する事業スキーム
- 別紙3 施設整備委託料及び運営委託料について
- 別紙4 運営委託料の減額等の措置について
- 別紙5 整備費割賦料及び運営委託料の改定について

附属資料

- (1) 要求水準書
- (2) 落札者決定基準
- (3) 様式集
- (4) 基本協定書（案）
- (5) 基本契約書（案）
- (6) 事業契約書（案）
- (7) 資源化処理委託契約書（案）
- (8) 運送委託契約書（案）
- (9) 環境影響評価書（別途、公表済み）

本入札説明書において使用する用語の定義は、本文中に特に定義されているものを除き、次のとおりとする。

- (1) 「本施設」とは、本事業において民間事業者が整備する施設及び設備の全てをいい、PFI法に規定される公共施設等として位置づける。
- (2) 「公共施設等の管理者」とは、本事業をPFI事業として民間事業者に実施させようとする公的主体をいう。本事業では名古屋市である。
- (3) 「衛生組合」とは、北名古屋市及び豊山町をもって構成する一部事務組合で、北名古屋衛生組合をいう。本事業計画予定地の地権者である。
- (4) 「実施方針等」とは、実施方針の公表の際に市が公表する書類一式をいう。具体的には、実施方針及び添付資料をいう。
- (5) 「入札説明書等」とは、入札公告の際に市が公表する書類一式をいう。具体的には、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、基本協定書（案）、基本契約書（案）、事業契約書（案）、資源化処理委託契約書（案）、運送委託契約書（案）、様式集、図面、等並びにこれら資料に対する質問及びこれに対する市の回答を示した書面の全てのほか、環境影響評価書をいう。
- (6) 「事業提案書」とは、入札参加者が入札説明書等に基づき作成し期限内に提出した書類・図書、市からの質問に対する回答及び本契約締結までに提出したその他一切の提案をいう。
- (7) 「破碎残渣」とは、搬入された不燃ごみ及び粗大ごみを破碎選別設備で破碎・選別し、金属類などの有価物を回収した後に排出された残渣をいう。
- (8) 「有価物」とは、事業用地内で、破碎・選別して抽出した金属類や溶融処理した結果生成された溶融スラグ等、資源化を目的にそれ以上処理を加えなくても市場上有価（有償）で処分（販売）できる物を総称している。
- (9) 「資源化対象物」とは、破碎及びごみ処理プロセス（焼却・溶融等）から発生する焼却灰・焼却飛灰・溶融飛灰等、資源化処理の対象となる各種残渣を総称している。
- (10) 「資源化処理」とは、事業用地外の各種資源化企業に委託し、資源化対象物の資源化に関する業務をいう。
- (11) 「[資源化処理／運送]業務」とは、資源化処理業務及び事業用地外の各種資源化企業へ資源化対象物を運送する業務を総称していい、いずれもSPCが業務管理を行う。
- (12) 「資源化物」とは、資源化対象物を資源化処理することによって生成される、市場上有価（有償）で処分（販売）できる物を総称している。
- (13) 「資源化企業」とは、民間事業者の構成企業であり、事業用地の外部にて資源化業務を受託する協力企業を総称している。
- (14) 「運送企業」とは、民間事業者の構成企業であり、資源化処理を外部に委託する資源化企業へ、資源化対象物を運送する協力企業を総称している。
- (15) 「資源化受託企業」とは、「資源化企業」及び「運送企業」を総称している。
- (16) 「破碎選別設備（破碎選別機）」とは、本施設のうち、不燃ごみ・粗大ごみを金属類、

破碎残渣等に破碎選別する設備をいう。

- (17) 「処理施設」とは、本施設のうち、可燃ごみ及び破碎残渣を処理する施設をいう。
 - (18) 「プラント」とは、本施設のうち、ごみ処理に必要な全ての設備（機械設備・電気設備を含む）を総称している。
 - (19) 「見学者等環境学習対応設備」とは、本施設のうち、見学者等が環境について学ぶ施設や設備をいい、地元住民も利用できる施設も含む。
 - (20) 「建築物等」とは、本施設のうち、プラントを除く設備及び建築物を総称している。
 - (21) 「応募者」とは、本施設の設計・建設、運営・維持管理の能力を有し、本事業に参加する複数の企業で構成される者をいう。
 - (22) 「資格審査通過者」とは、参加表明のあった応募者のうち、資格審査を通過した応募者をいう。
 - (23) 「入札参加者」とは、資格審査通過者のうち、本事業に係る入札書及び事業提案書を期限内に提出した者をいう。
 - (24) 「落札者」とは、入札参加者のうち、選定審議会から最優秀提案者の選定を受けて、事業契約の締結を予定する者として市が決定した者をいう。
 - (25) 「民間事業者」とは、落札者をPFI法に基づく選定事業者とし、市と事業契約等を締結して本事業を実施する特定の者をいう。
 - (26) 「選定審議会」とは、PFI法に基づく事業実施に必要となる事項の検討及び事業提案書の審査を行う目的で、市が設置する学識経験者等で構成される組織をいう。
 - (27) 「特別目的会社」とは、本事業の実施のみを目的として落札者により設立される会社をいう。
- SPC (Special Purpose Company)ともいう。
- (28) 「構成員」とは、SPCに出資を行い、かつSPCから業務を受託もしくは請け負うこと又は、本事業が円滑に実施できるようにSPCの支援を行うことを予定している者をいう。
 - (29) 「協力企業」とは、民間事業者を構成する企業の中の構成員以外の者で、事業開始後、SPCから直接業務を受託又は請け負うことを予定している者（狭義の「協力企業」）及び資源化受託企業を総称している。
 - (30) 「構成企業」とは、民間事業者を構成する企業で、構成員及び協力企業の集合体をいう。
 - (31) 「特許権等」とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利をいう。
 - (32) 「運営・維持管理マニュアル」とは、本施設の安定した運転、保全及び職場の安全を保つために、民間事業者が作成するマニュアルをいう。
 - (33) 「施設整備委託料」とは、本施設の設計・建設業務の対価として施設整備費に基づき市からSPCに支払われる委託料をいい、建設時支払金、引渡時支払金及び整備費割賦料により構成される。
 - (34) 「施設整備費」とは、本施設の設計・建設業務に係る全ての費用をいい、その内訳は別紙3に示す。

- (35) 「循環型社会形成推進交付金」とは、循環型社会形成推進交付要綱に基づき、国に対して市が申請し受領する。施設整備委託料の財源の一部となる。
- (36) 「建設時支払金及び引渡時支払金」とは、設計・建設期間及び引渡時に市がＳＰＣに支払う施設整備委託料をいう。財源は、交付金、起債及び一般財源から構成される。
- (37) 「整備費割賦料」とは、本施設の設計・建設業務に係る費用の対価として、市がＳＰＣに対して割賦で支払う料金をいい、施設整備委託料から建設時支払金及び引渡時支払金を除いた金額が元金となる。その元金に金融機関から借入れた金利相当分を加えた金額である。
- (38) 「運営委託料」とは、本事業の運営・維持管理業務に係る経費の対価として市が民間事業者に対して支払う料金をいい、それら経費に売電等の「その他収入」を勘案して算定される。「固定費相当分」と「変動費相当分」とで構成される。
- (39) 「事業用地」とは、本事業を実施するために必要な用地全てをいう。
- (40) 「近隣地域」とは、本事業用地に隣接等している地域をいう。
- (41) 「不可抗力」とは、市及び民間事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由を意味し、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、騒乱、暴動、第三者の行為その他自然的又は人為的な現象のうち通常予見不可能なものをいう。ただし、法令等の変更は「不可抗力」に含まれないものとする。
- (42) 「ホームページ」とは、本事業に係る市のホームページをいう。

(<http://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/19-14-2-7-0-0-0-0-0.html>)

1 入札説明書の趣旨

本入札説明書は、名古屋市（以下「市」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号、以下「PFI 法」という。）に基づき、平成 27 年 3 月 23 日に特定事業として選定した「名古屋市北名古屋工場（仮称）整備運営事業」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者を総合評価一般競争入札により募集及び選定するにあたり、応募者を対象に交付するものである。なお、この交付は、ホームページでの公表をもって代えることとする。

本事業の基本的な考え方については、平成 26 年 12 月 9 日に公表した実施方針と同様であるが、本事業の条件等については、実施方針に関する質問回答、意見及び提案を反映している。したがって、応募者は、本入札説明書の内容を踏まえ、応募に必要な書類を提出することとする。

また、附属資料の「名古屋市北名古屋工場（仮称）整備運営事業 要求水準書」（以下「要求水準書」という。）、「名古屋市北名古屋工場（仮称）整備運営事業 落札者決定基準」（以下「落札者決定基準」という。）、「名古屋市北名古屋工場（仮称）整備運営事業 基本協定書（案）」（以下「基本協定書（案）」といふ。）、「名古屋市北名古屋工場（仮称）整備運営事業 基本契約書（案）」（以下「基本契約書（案）」といふ。）、「名古屋市北名古屋工場（仮称）整備運営事業 事業契約書（案）」（以下「事業契約書（案）」といふ。）、「名古屋市北名古屋工場（仮称）整備運営事業 資源化処理委託契約書（案）」、「名古屋市北名古屋工場（仮称）整備運営事業 運送委託契約書（案）」（以下「資源化処理委託契約書（案）と運送委託契約書（案）を合わせて、「資源化処理／運送】委託契約書（案）」といふ。）、「名古屋市北名古屋工場（仮称）整備運営事業 様式集」（以下「様式集」といふ。）、「名古屋市北名古屋工場（仮称）整備運営事業 図面」（以下「図面」といふ。）及び「名古屋市北名古屋工場（仮称）整備運営事業 環境影響評価書」（以下「環境影響評価書」といふ。）は、本入札説明書と一体のものとする。

なお、入札説明書等と実施方針等及び実施方針に関する質問回答に相違のある場合は、入札説明書等に規定する内容を優先する。また、入札説明書等に記載がない事項については、実施方針等に関する質問回答及び入札説明書等に関する質問回答によることとする。

2 本事業の概要

(1) 事業名称

名古屋市北名古屋工場（仮称）整備運営事業

(2) 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

(3) 公共施設等の管理者

名古屋市長 河村 たかし

(4) 事業目的

本事業は、ごみを安定的かつ経済的に処理するとともに、灰等の資源化や熱エネルギーの有効活用を行い、循環型社会に適した処理システムの確立を目的とする。

併せて、市は、本事業を民間事業者に長期間、一括で実施させることにより、民間事業者の創意工夫による効率性を発揮させることで、市の財政負担の縮減及び公共サービス水準の向上を図る。

(5) 本施設整備・稼働の基本方針

ア 資源化対象物の徹底した利活用ができる施設

市内に大規模な埋立処分場を有していないことから、資源化対象物も利活用する処理システムを推進する必要があり、そのために資源化対象物も資源化し、資源循環の最適化を目指す。

イ 安定的な処理システムを確立した施設

安定的なごみ処理システムの確立は、市民の静脈インフラを確保する上で非常に重要な機能である。従って、安心・安全で安定的な施設の整備及び稼働の確保を図る。

ウ 災害等に強靭であり、その後の復旧等に十分配慮した施設

本事業用地はかつて内水氾濫も含めて水害のあった地域であり、更に大規模地震発生も想定されていることから、十分な対策を講じた施設を目指す。また、発災後の復旧等に対しても万全の体制構築を目指す。

エ エネルギー効率の向上、再生可能エネルギー導入の最大化を目指す施設

施設内で使用するエネルギーの最小化を図ると共に、高効率発電設備の導入など、焼却による熱エネルギーは可能な限り回収し有効活用することを目指す。また、その他の再生可能エネルギーの活用についても最大限活用する施設の整備及び運営を目指す。

オ 整備及び稼働において経済性を追求する施設

財政事情が厳しい中、整備費及び管理運営費（ライフサイクルコスト）においても効率的かつ経済的なシステムの確立を目指す。

カ 環境保全に最大限配慮した施設

廃棄物の資源化を始め環境負荷の低減や施設周辺の生活環境の保全に努めた施設の整

備及び運営を目指す。

キ 地域との一体化

地域の住民、学生や児童及び生涯学習を推進する様々な年代の市民等が交流するとともに、積極的に情報発信等が行える場として、地域にも親しまれる施設を目指す。

(6) 公共施設等の立地条件及び規模

ア 立地に関する事項

① 事業計画地	北名古屋市二子四反地 地内	
② 敷地面積	約 2. 6 ha	
③ 敷地前面道路等	北側	市道／現況幅員 5. 5 m
	東側	県道／現況幅員 16. 6 m (内、車道 7. 5 m)
	西側	市道／現況幅員 7 m
	南側	県道／現況幅員 9. 1 m (内、車道 6. 5 m)
④ 地域規制	用途地域：準工業地域 建ぺい率：60% 容積率：200%	
⑤ その他地域地区	南側敷地境界線より 18 m は河川保全区域	
⑥ 日影規制	愛知県建築基準条例を遵守する	
⑦ 緑化率	20%以上	
⑧ 排ガス処理	高度処理 (バグフィルタ、触媒脱硝等)	
⑨ 排水処理	工場排水→高度処理→場内再利用→下水道放流	
⑩ 工期	解体工事	平成 27 年度から平成 28 年度 (予定) ※北名古屋衛生組合が実施
	建設工事 (設計含む)	平成 27 年度から平成 32 年度 (平成 32 年度稼働予定) ※名古屋市が実施

イ 施設に関する事項

項目	概要
事業用地	愛知県北名古屋市二子四反地 地内 (別紙1 事業計画予定地)
処理方式	<p>以下のいずれかとし、入札参加者の提案による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ストーカ式燃焼方式+灰等資源化 (※) ② 流動床式燃焼方式+灰等資源化 (※) ③ シャフト炉式ガス化溶融方式 (※) <p>・不燃ごみ、粗大ごみの処理</p> <p>選別された金属類（鉄、アルミ）は有価物として売却する。</p> <p>(※) 資源化対象物について、外部の資源化企業を活用し、溶融やセメント化、焼成等により資源化対象物の資源化を行う方式をいう。ただし、ストーカ式燃焼方式は、事業予定地内に灰溶融炉を設置して資源化を行うことができる。</p>
処理対象物	① 可燃ごみ、② 不燃ごみ、③ 粗大ごみ
処理能力	<p>【処理施設】 660トン／日（2系列又は3系列、全連続燃焼方式）</p> <p>【破碎選別設備】 50トン／5時間</p>
その他施設	<p>【処理施設関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 管理機能、② 計量棟、③ 洗車場、④ 処理不適物ストックヤード 等 <p>なお、管理機能は単独設置の必要はない。</p> <p>【附帯施設、外構施設等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 防災設備、② 雨水貯留設備、③ 井水設備（既存機能の活用）、④ 見学者等環境学習対応設備 等
建物仕様 外観	建物は、周辺地域に配慮した外観、デザインとし、自然エネルギーの利用を図るとともに、敷地内には20%以上の緑地を確保する。
供用開始	平成32年7月（予定）
発電施設	ごみの持つエネルギーを有効活用するために発電施設を設置し、所内動力の一部を賄う。なお、余剰電力（売電）の取り扱いについては、全額を民間事業者の収入とするものとする。
発電効率	循環型社会形成推進交付金制度における高効率ごみ発電施設の交付要綱に基づき、本施設が交付対象となる施設とする。 (発電効率として21%以上【エネルギー回収効率として22.5%以上】)

(7) 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、SPCが市と事業契約を締結し、自らの提案をもとに本施設の設計・建設を行った後、市に本施設の所有権を移転したうえで、事業期間中に本施設の運営・維持管理を行うBTO（Build：建設 Transfer：移転 Operate：運営）方式により実施する。

(8) 事業期間（予定）

本事業の事業期間は、平成28年3月から平成52年6月までの24年4月（設計・建設期間4年4月、運営・維持管理期間20年間）とする。

(9) 事業スケジュール（予定）

① 落札者の決定	平成27年12月
② 事業契約の締結	平成28年3月
③ 設計・建設期間 (試運転期間を含む)	平成28年3月～平成32年6月
④ 本施設の引き渡し期限	平成32年6月
⑤ 供用開始	平成32年7月
⑥ 運営・維持管理期間	平成32年7月～平成52年6月（20年間）

(10) 事業期間終了後の措置

市は、本施設を20年以上の長期に亘り使用することを想定しており、事業期間終了後も本施設を継続して公共の用に供する予定であるため、民間事業者は、その前提に立って設計・建設及び運営・維持管理を行うこととする。また、事業期間終了時に本施設の要求水準を満足する状態に保って、市に引継がなければならない。

なお、本施設の事業期間終了時の措置について、供用開始後16年目を目処に、市及び民間事業者は協議を開始する。

(11) 事業の対象となる業務範囲

民間事業者及び市の業務範囲は、次のとおりとする。また、各項目の詳細については、本入札説明書の他、要求水準書及び事業契約書（案）等において示す。

なお、本施設の処理方式については、入札参加者が選択・提案できるため、それぞれの処理方式における業務範囲が異なることとなる。選択・提案できる組合せについて、別紙2に示す。

ア 民間事業者が実施する業務

(ア) いずれの処理方式にも共通する業務

- ① 本施設の設計及び建設に関する業務
 - ・市が提示する調査結果以外に必要となる事前調査
 - ・本施設に係る設計（災害に対応できる施設の強靭化対策を含む）

- ・循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）申請手続の支援
- ・一般廃棄物処理施設設置に係る手続
- ・市が申請元となるその他申請手続きに関する支援
- ・生活環境影響調査等関連の対応業務
- ・環境モニタリング（調査計画書（建設時、施設供用時）に沿って実施）
- ・着工準備（用地造成及びインフラ整備関連）
- ・汚染土壤及び地中支障物対策
- ・本施設に係る建設工事（災害に対応できる施設の強靭化対策を含む）
- ・電波障害対策
- ・緑地の整備等
- ・本施設の引き渡し
- ・近隣地域対応
- ・その他これらを実施する上で必要な業務

② 施設の運営及び維持管理に関する業務

- ・一般廃棄物（可燃ごみ等）の受入
- ・本施設の運転管理（市が有するごみ焼却工場等の全体の運転計画に基づく個別計画に沿うこと）
- ・本施設の保守管理
- ・本施設の情報管理
- ・本施設の環境管理
- ・見学者への対応
- ・清掃及び警備
- ・近隣地域対応
- ・見学者等環境学習対応設備の運営及び維持管理
- ・余熱の利用（主にごみ発電）
- ・余剰電力の売却（売電）に係る電気事業者との契約
- ・I S O 14001 の取得
- ・金属類等の有価物の売却
- ・資源化対象物の有効活用
- ・セルフモニタリングの実施
- ・被災した場合、迅速な復旧等のバックアップ体制の構築
- ・出入り口における車両の安全管理
- ・その他これらを実施する上で必要な業務

(イ) 資源化対象物を事業用地外に搬出し、別途事業所で資源化する場合の業務

参照 別紙2

- ・委託先の選定等
- ・資源化処理（焼却灰等の運搬を含む）の業務管理
- ・資源化対象物（焼却灰等の運搬を含む）の適正処理

- ・情報管理

イ 市が実施する業務

(ア) 本施設の設計及び建設に関する業務

- ・事業用地の安定確保（衛生組合からの無償による借用を予定）
- ・本事業の実施に関する地元合意
- ・民間事業者が行う近隣対応への協力
- ・交付金申請手続の実施
- ・本施設の設計・建設モニタリング
- ・本施設の完工確認
- ・その他これらを実施する上で必要な業務

(イ) 本施設の運営及び維持管理に関する業務

- ・民間事業者が行う近隣対応への協力
- ・資源化処理に係る委託契約の締結（事業用地の外部で処理する場合）
- ・本施設への一般廃棄物（可燃ごみ等）の搬入
- ・発注者モニタリングの実施
- ・見学者対応の支援
- ・その他これらを実施する上で必要な業務

(12) 民間事業者の収入

本事業における民間事業者の収入は次のとおりとし、詳細は別紙3を参照のこと。

ア 本施設の設計・建設業務に係る対価

市は、本施設の設計・建設工事に係る対価の一部を、建設時支払金として、建設工事期間にわたって各年度の出来高に応じて民間事業者に支払うとともに、引渡時支払金として本施設の所有権移転後に民間事業者に支払う。また、当該対価の総額から建設時支払金及び引渡時支払金を控除した残額は、整備費割賦料として供用開始後の事業期間にわたって民間事業者に支払う。

イ 本施設の運営・維持管理業務に係る対価

市は、本施設の運営・維持管理に係る対価を、運営委託料として供用開始後の事業期間にわたって民間事業者に支払う。また、運営委託料は、運営・維持管理に係る費用の総額に売電収入等のその他収入を勘案した金額を基に、民間事業者が提案した固定費相当分及び変動費相当分（ごみ処理量に応じて変動）で構成されるものとする。

ウ 事業用地の外部に委託する資源化処理業務に係る対価

市は、資源化処理業務及び運送業務に係る対価を、供用開始後の事業期間にわたって、上記イとともに民間事業者に支払う。

エ 有価物及び資源化物の売却収入

民間事業者は、有価物や事業用地外での資源化処理によって生成される資源化物について、自らが直接売却することによって得られる売却収入の全額を収入とする。

オ 売電収入

民間事業者は、電気事業者等（特定規模電気事業者を含む）との売電契約に基づいて得られる売電収入の全額を収入とする。

カ 余熱売却収入

民間事業者は、余熱の売却を行うことができるものとし、その売却収入の全額を収入とすることができます。

(13) 事業に必要な根拠法令等

市及び民間事業者は、本事業を実施するにあたり、PFI法のほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号、以下「廃棄物処理法」という。）、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）等をはじめとする必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

詳細については、要求水準書を参照のこと。

3 応募に関する事項等

(1) 応募者の参加資格要件等

ア 応募者の構成等

応募者の構成等は、次のとおりとする。

- ① 応募者は、構成員と協力企業で構成（以下「構成企業」という。）されるものとする。
構成企業は、構成員のみとすることも可能とする。なお、構成企業は、参加表明書に企業名及び携わる業務を明記すること。
- ② 構成企業は、他の応募者の構成企業となることはできない。ただし、「発生する資源化対象物の資源化処理を行う者」及び「発生する資源化対象物の運送を行う者」が応募者の協力企業となる場合においては、他の応募者の協力企業となることを妨げない。
- ③ 応募者の構成員の中から、1社を当該応募者の「代表企業」として定めるとともに、代表企業が応募手続きを行うこととする。
- ④ 代表企業は、S P C の単独で最大の出資者になるものとする。
- ⑤ 「プラントの設計・建設を行う者」及び「運営を行う者」を担当する各構成員の保有する S P C の議決権を有する株式は、その保有比率が合計して 50% を超えるものとする。
- ⑥ 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

イ 応募者の参加資格要件等

応募者の構成企業は、各々が確認申請書の提出期限において、(ア) の要件を満たし、かつ(イ) から(コ) までのいずれかの要件を満たすこと。なお、(イ) から(コ) までの要件のうち複数の要件を満たす者は、当該複数の業務を兼務することが可能である。ただし、「工事監理を行う者」は、「プラントの設計・建設を行う者」、「建築物等の設計を行う者」、「建築物等の建設を行う者」及び「土木構造物の設計・建設を行う者」のいずれも兼務することはできないものとする。

(ア) 共通の参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たすこと。

- ① P F I 法第 9 条の規定に該当しない者であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ③ 入札公告の日から落札決定までの間に名古屋市指名停止要綱（15 財用第 5 号）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- ④ 廃棄物処理法に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わった、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者でないこと。
- ⑤ 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- ⑥ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑦ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てが

なされていない者（同法附則第2条の規定による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続きの申立てを含む。）であること。

- ⑧ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑨ 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条による破産の申立てがなされていない者（同法附則第3条の規定による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条による破産の申立てを含む。）であること。
- ⑩ 入札公告の日から落札者決定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第103号）に基づく排除措置の期間がないものであること。
- ⑪ 次に掲げる者でないこと、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の20以上の株式を有し、又はその出資総額の100分の20以上の出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。
 - ・選定審議会の委員、又は当該委員が属する企業
 - ・北名古屋工場（仮称）整備運営事業者選定支援業務の受託者
 - 中日本建設コンサルタント株式会社
 - みずほ総合研究所株式会社
 - 西脇法律事務所

(イ) プラントの設計・建設を行う者の参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たすこと。ただし、本業務に携わる者が複数の場合は、最低1者は次の要件を全て満たし、その他の者は①及び②の要件を満たすこと。

- ① 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ② 平成27年度及び平成28年度名古屋市競争入札参加資格審査において申請区分「工事請負」、申請品目「清掃施設工事」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること、又は当該競争入札参加資格を有していない者においては、遅くとも平成27年11月16日（月）までに資格審査の申請を行い、開札日時までに当該資格を有すると認定された者であること。
- ③ 次に掲げる要件を全て満たす一般廃棄物処理施設の設計・建設を元請として施工した実績を有すること。
 - ・処理方式：応募者が提案する処理方式と同一の処理方式
 - ・処理能力：1系列当たり110トン/日以上かつ炉構成が2系列以上
 - ・発電設備：廃棄物発電2,000キロワット以上
 - ・稼働実績：安定稼働中の施設において、稼働開始から5年以上稼働した実績
- ④ 建設業法における清掃施設工事業に係る監理技術者の資格者証を有する者を本工事

に専任で配置できること。

- ⑤ 本業務に携わる者は、応募者の構成員となること。

(ウ) 建築物等の設計を行う者の参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たすこと。

- ① 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ② 平成 27 年度及び平成 28 年度名古屋市競争入札参加資格審査において申請区分「測量・設計」、申請品目「建築設計・監理」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること、又は当該競争入札参加資格を有していない者においては、遅くとも平成 27 年 11 月 16 日（月）までに資格審査の申請を行い、開札日時までに当該資格を有すると認定された者であること。

(エ) 建築物等の建設を行う者の参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たすこと。ただし、本業務に携わる者が複数の場合は、最低 1 者は次の要件を全て満たし、その他の者は①及び②の要件を満たすこと。なお、建設共同企業体を結成して当該業務に携わる場合は、あらかじめ参加表明書にその旨を記載することとし、次の要件の全てを満たす者が建設共同企業体の代表者となること。

- ① 建設業法第 3 条第 1 項に規定する建築一式工事に係る特定建設業の許可を有すること。
- ② 平成 27 年度及び平成 28 年度名古屋市競争入札参加資格審査において申請区分「工事請負」、申請品目「建築工事」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること、又は当該競争入札参加資格を有していない者においては、遅くとも平成 27 年 11 月 16 日（月）までに資格審査の申請を行い、開札日時までに当該資格を有すると認定された者であること。
- ③ 建設業法における建築工事業に係わる監理技術者として、一級建築施工管理技士又はこれと同等の資格を有する者を本工事に専任で配置できること。

(オ) 土木構造物の設計・建設を行う者の参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たすこと。ただし、本業務に携わる者が複数の場合は、最低 1 者は次の要件を全て満たし、その他の者は①及び②の要件を満たすこと。

- ① 建設業法第 3 条第 1 項に規定する土木一式工事に係る特定建設業の許可を有すること。
- ② 平成 27 年度及び平成 28 年度名古屋市競争入札参加資格審査において申請区分「工事請負」、申請品目「一般土木工事」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること、又は当該競争入札参加資格を有していない者においては、遅くとも平成 27 年 11 月 16 日（月）までに資格審査の申請を行い、開札日時までに当該資格を有すると認定された者であること。
- ③ 建設業法における土木工事業に係わる監理技術者として、一級土木施工管理技士又はこれと同等の資格を有する者を本工事に専任で配置できること。

(カ) 工事監理を行う者の参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たすこと。

- ① 建築士法第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ② 平成 27 年度及び平成 28 年度名古屋市競争入札参加資格審査において申請区分「測量・設計」、申請品目「建築設計・監理」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること、又は当該競争入札参加資格を有していない者においては、遅くとも平成 27 年 11 月 16 日(月)までに資格審査の申請を行い、開札日時までに当該資格を有すると認定された者であること。
- ③ 本業務に携わる者は 1 者とし、その者は応募者の構成企業の他企業と資本面又は人事面において関連がある者でないこと。

(キ) 運営を行う者の参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たすこと。

- ① 次に掲げる要件を全て満たす一般廃棄物処理施設の運営を行った実績を有すること。
 - ・処理方式 : 応募者が提案する処理方式と同一の処理方式
 - ・処理能力 : 1 系列当たり 110 トン/日以上かつ炉構成が 2 系列以上
 - ・発電設備 : 廃棄物発電 2,000 キロワット以上
 - ・運営実績 : 参加資格確認申請書類の提出期限において、5 年以上の運営の実績
- ② 平成 27 年度及び平成 28 年度名古屋市競争入札参加資格審査において申請区分「業務委託」、申請品目「施設の運営・管理」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること、又は当該競争入札参加資格を有していない者においては、遅くとも平成 27 年 11 月 16 日(月)までに資格審査の申請を行い、開札日時までに当該資格を有すると認定された者であること。
- ③ 一般廃棄物を対象とした処理施設(①の実績と同等以上の施設)での運転経験を有する技術者を運営開始から 1 年以上専任で配置できること。
- ④ 廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、一般廃棄物を対象とした処理施設(①の実績と同等以上の施設)の現場総括責任者としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者として運営開始後 2 年以上専任で配置できること。
- ⑤ 事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。
- ⑥ 本業務に携わる者は 1 者とし、その者は応募者の構成員となること。

(ク) 維持管理を行う者の参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たすこと。

- ① 次に掲げる要件を全て満たす一般廃棄物処理施設の維持管理を行った実績を有すること。
 - ・処理方式 : 応募者が提案する処理方式と同一の処理方式
 - ・処理能力 : 1 系列当たり 110 トン/日以上かつ炉構成が 2 系列以上
 - ・発電設備 : 廃棄物発電 2,000 キロワット以上
 - ・運営実績 : 参加資格確認申請書類の提出期限において、5 年以上の維持管理の実績
- ② 平成 27 年度及び平成 28 年度名古屋市競争入札参加資格審査において申請区分「業務

委託」、申請品目「施設の運営・管理」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること、又は当該競争入札参加資格を有していない者においては、遅くとも平成27年11月16日(月)までに資格審査の申請を行い、開札日時までに当該資格を有すると認定された者であること。

- ③ 事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。

(ケ) 発生する資源化対象物の資源化処理を行う者の参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たすこと。

- ① 提案する資源化と同様の資源化を地方公共団体から受託した実績を有すること。
- ② 廃棄物処理法に規定する一般廃棄物処理施設の設置許可を有し、資源化に係る事業を1年以上営んでいること。

(コ) 発生する資源化対象物の運送を行う者の参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たすこと。

- ① 運送を予定する資源化対象物と同一の資源化対象物の運送を地方公共団体から受託した実績を有すること。
- ② 灰等の資源化対象物の運送を1年以上実施していること。

ウ 該当する申請区分及び申請品目の競争入札参加資格を有していない者の入札参加の手続き

(イ) から(ク)までに掲げる競争入札参加資格を有していない者は、名古屋市電子調達システム(<http://www.chotatsu.city.nagoya.jp/>)（以下「電子調達システム」という。）の入札参加者登録において必要事項を入力した後、印刷した競争入札参加資格審査申請書その他所定の必要書類を遅くとも平成27年11月16日(月)までに次の場所に提出し、確実に開札日時までに当該資格の認定を受けなければならない。

この場合には、本事業の入札公告の写しを添える等の方法により、本事業の入札に参加を希望している旨を明示すること。

受付時間 名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く午前8時45分から午後5時30分まで

提出場所 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市財政局契約部契約監理課審査係（名古屋市役所西庁舎11階）
電話番号 052-972-2321

エ 応募者の失格及び構成の変更

応募者の競争入札参加資格確認申請書の提出から落札者決定までの間における失格及び構成の変更の基準は、次のとおりである。

- ① 応募者における構成企業が参加資格要件を欠いた場合の措置は以下のとおりである。

代表企業	参加資格要件を欠いた場合、応募者は 失 格
代表企業を 除く構成員	やむを得ない事由（※1）で市が構成員の変更を認めた場合を除き、参 加資格要件を欠いた場合は、応募者は 失 格
協力企業	参加資格要件を欠いた場合で、市が協力企業の変更を認めた場合、応 募者を 失格としない

② 応募者における構成企業の変更可否は以下のとおりである。

代表企業	不 可
代表企業を 除く構成員	やむを得ない事由（※1）で市が構成員の変更を認めた場合を除き 不 可
協力企業	市が変更を認めた場合は 可

※ 1 : やむを得ない事由の例

- ・事業の譲渡等に伴い会社が合併又は分割するとき
- ・解散又は清算に伴い会社が消滅するとき
- ・参加表明を行っていた事業を廃止するとき

（2）応募に係る留意事項等

ア 入札説明書等の承諾

応募者は、参加表明書の市への提出をもって、入札説明書等の記載内容及び条件を承諾したものとする。

イ 費用負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

ウ 提出書類の取り扱い

①著作権

市が示した図書の著作権は市に帰属し、その他の事業提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、市が必要と認め、入札参加者の承諾がある場合にのみ事業提案書の全部または一部を使用できるものとする。

なお、事業提案書は、入札参加者には返却しないものとする。

②特許権等

提案内容に含まれる特許権等の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負う。

③提出書類の変更等の禁止

提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、市から指示する場合を除き、認めないものとする。

④追加提出書類

市は、必要と認めた場合、提出書類を追加的に要求することがある。

エ 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、本事業応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

オ 虚偽の記載をした場合

入札参加者が提出書類に虚偽の記載をした場合は応募を無効とするとともに、虚偽の記載をした者について、所要の措置を講じることがある。

カ 使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用する。

(3) 入札予定価格

本事業の入札予定価格は、次のとおりとする。

入札予定価格 金53,703,700,000円（税抜き）

なお、入札予定価格は、事業期間中に市が事業者に支払う建設時支払金及び引渡時支払金、整備費割賦料及び運営委託料（売電収入等は相殺済み）を単純合計した金額である。算定方法に関する詳細については、「6（4）施設整備委託料及び運営委託料に関する内訳書」を参照のこと。

また、入札予定価格には、事業契約書等（案）に規定する金利変動、物価変動による増減額並びに消費税及び地方消費税額は含まない。

4 提案の審査及び民間事業者の選定

(1) 民間事業者の選定の方法

民間事業者の募集及び選定の方法は、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮した上で、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 の規定、及び公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）に基づき、総合評価一般競争入札方式を採用することとする。

なお、本事業は平成 6 年 4 月 15 日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定（WTO 政府調達協定）の対象事業であり、入札手続きには、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成 7 年政令 372 号）及び「物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則」（平成 7 年名古屋市規則第 162 号）が適用される。

(2) 民間事業者の募集及び選定のスケジュール

本事業における民間事業者の募集・選定スケジュール（予定）は、次のとおりである。

スケジュール（予定）	内 容
平成 27 年 7 月	入札公告、入札説明書等の公表・交付 参加表明書の受付（資格審査書類の受付）
平成 27 年 7 月	資格審査結果の通知
平成 27 年 8 月	対話の実施 対話の結果公表
平成 27 年 9 月	入札説明書等に関する質問の受付 入札説明書等に関する質問の回答公表
平成 27 年 10 月	事業提案書の受付
平成 27 年 11 月	事業提案書に関するヒアリング
平成 27 年 12 月	最優秀提案者の選定、落札者の決定
平成 27 年 12 月	基本協定書の締結
平成 28 年 1 月	仮契約（事業契約）の締結
平成 28 年 3 月	事業契約の締結

(3) 選定審議会の設置

事業提案書の審査は、市が設置した選定審議会において行う。選定審議会は、以下 5 名の委員により構成される。（敬称略、五十音順）

会 長	奥野 信宏	(中京大学 理事、学術顧問)
委 員	鈴木 賢一	(名古屋市立大学大学院芸術工学研究科教授)
委 員	大東 憲二	(大同大学情報学部教授)
委 員	柘植 里恵	(公認会計士・税理士)
委 員	藤澤 敏治	(名古屋大学 名誉教授)

なお、実施方針公表後から落札者決定前までに、応募者の構成員及び協力企業が、選定

審議会の委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になる目的のため、接触等の働きかけを行った場合は応募者を失格とする。

(4) 審査方法

審査は、落札者決定基準に従って、第一次審査として入札参加者が備えるべき参加資格要件の有無を確認する「資格審査」、第二次審査として提案内容を評価する「提案審査」の2段階にて実施する。

第二次審査となる「提案審査」は、要求水準書に示す内容を満足しているか否かを確認する「基礎審査」と、提案内容と入札価格を様々な視点から総合的に評価する「総合評価」とで行う。

「提案審査」の概要は次のとおりである。

ア 基礎審査

事業提案書に記載された内容が、次の基礎的な事項について満足していることの確認を行う。

- ・提案書全体の確認
- ・要求水準書適合の確認
- ・経営計画に関する事項の確認

これら3つの基礎的な事項のうち、一つでもその要件に適合していない場合は、入札参加者に確認の上、失格とし、すべての要件に適合しているとされた入札参加者は、総合評価の対象とする。

イ 総合評価

基礎審査を通過した入札参加者の提案内容に対して、性能等に関する評価及び入札価格に関する評価を点数化して総合評価を行い、最も優秀な提案を行ったものを最優秀提案者として選定する。なお、入札価格が、市が設定した予定価格の範囲外である入札参加者は失格とする。予定価格は、「3（3）入札予定価格」を参照のこと。また、性能に関する評価項目は、事業計画、土木・建築計画、プラント計画、運営・維持管理計画、環境・循環型社会への適合計画、経営計画の6項目である。

詳細は、「落札者決定基準」を参照のこと。

(5) 入札手続き等

ア 入札説明書等の公表

市は、入札公告と同時に、電子調達システムの調達情報サービス及びホームページにおいて、入札説明書等を公表する。なお、環境影響評価書は、下記閲覧場所にて閲覧可能である。

- | | |
|--------|--|
| ① 閲覧期間 | 平成27年7月8日（水）から平成27年7月23日（木）までの本市の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで（正午から午後1時00分までを除く。） |
| ② 閲覧場所 | 名古屋市環境局施設部工場課（名古屋市役所本庁舎4階） |

イ 入札説明書等に関する説明会

入札説明書等に関する説明会は開催しない。

ウ 競争入札参加資格確認申請書等の提出

本事業への応募者は、競争入札参加資格確認申請書を名古屋市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により市へ提出するとともに、参加資格を満たすことを証明するため、参加表明書等を、紙による持参又は郵送（書留又は簡易書留（以下「書留等」という。）に限る。）により市へ提出し、参加資格の有無について市の確認を受けなければならない。提出する書類の詳細については、「5（1）資格審査（第一次審査）時の提出書類」に従って提出すること。ただし、競争入札参加資格確認申請書の提出が電子入札システムによりがたい場合は、競争入札参加資格確認申請書（様式1－1）を紙による持参又は郵送（書留等に限る。）により提出することができる。

(ア) 電子入札システムによる場合の提出期間

平成27年7月23日(木)午後5時00分まで

(イ) 持参による場合の提出期間及び提出場所

- ・提出期間 平成27年7月23日(木)までの本市の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで（正午から午後1時00分までを除く。）
- ・提出場所 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市環境局総務課（名古屋市役所東庁舎5階）
電話番号 052-972-2667

(ウ) 郵送による場合の到達期限及び提出先

- ・到達期限 平成27年7月23日(木)午後5時00分まで
- ・提出先 (イ)の提出場所に同じ

エ 資格審査（第一次審査）結果の通知等

市は、参加資格確認基準日（平成27年7月23日(木)）をもって、応募者から提出された資格審査書等により参加資格の有無について確認を行う。このとき、市は選定審議会から意見を聞くことができる。

市は、資格審査の結果を平成27年7月27日(月)までに応募者に通知するとともに、資格審査通過者は、市と調整の上、現場視察をすることができる。

なお、資格審査の結果、入札参加資格が無いと認められた応募者は、通知を受けた日から7日以内に、市に対してその理由について書面により説明を求めることができる。市は、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

オ 対話の実施及びその結果に関する公表

資格審査通過者を対象に、市は、対話をを行う予定である。この目的は、① 資格審査通過者に対し市の意向（本事業の特性・コンセプト等）の理解を促進するため、② リスク分担等を中心に相互の役割分担について齟齬を生じさせないため、③ 要求水準の未達を防止するため、④ それらを以て創意工夫の発揮により優れた提案を求めるため、などである。

対話を必要とする資格審査通過者（以下「対話申込者」という。）は、資格審査通過者

に対して、市より通知する「名古屋市北名古屋工場（仮称）整備運営事業 対話実施要領」（以下、「対話実施要領」という。）に従い、必要な提出書類を電子メールにて送付すること。ただし、電子メールによりがたい場合は、紙による持参又は郵送（書留等に限る。）により提出することができる。

対話の結果内容（質疑応答等）については、当該資格審査通過者の特殊な技術・ノウハウ等に係り、その権利や競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き公表する予定である。

なお、具体的な実施内容・方法等については、「対話実施要領」に示す。

(ア) 電子メールによる場合の提出期間及び提出先

・提出期間

平成 27 年 8 月 7 日（金）午後 5 時 00 分まで

・提出先 名古屋市環境局総務課

電子メールアドレス a2667@kankkyokyoku.city.nagoya.lg.jp

(イ) 持参による場合の提出期間及び提出場所

・提出期間 平成 27 年 8 月 7 日（金）までの本市の休日を除く毎日、午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで（正午から午後 1 時 00 分までを除く。）

・提出場所 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市環境局総務課（名古屋市役所東庁舎 5 階）

電話番号 052-972-2667

(ウ) 郵送による場合の到達期限及び提出先

・到達期間 平成 27 年 8 月 7 日（金）午後 5 時 00 分まで

・提出先 上記（イ）の提出場所に同じ

カ 入札説明書等に関する質問受付、回答公表

資格審査通過者から入札説明書等に関する質問を電子メールにより受け付ける。ただし、電子メールによりがたい場合は、紙による持参又は郵送（書留等に限る。）により提出することができる。なお、質問の書式等については、様式 2-1 を参照すること。

質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、平成 27 年 9 月 9 日（水）までにホームページにおいて公表する。

なお、本事業の PFI に係る内容以外の質問に関しては回答しない場合がある。

(ア) 電子メールによる場合の提出期間及び提出先

・提出期間

平成 27 年 8 月 24 日（月）午前 9 時 00 分から同月 28 日（金）午後 5 時 00 分まで

・提出先 名古屋市環境局総務課

電子メールアドレス a2667@kankkyokyoku.city.nagoya.lg.jp

(イ) 持参による場合の提出期間及び提出場所

・提出期間 平成 27 年 8 月 24 日（月）から同月 28 日（金）までの毎日、午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで（正午から午後 1 時 00 分までを除く。）

・提出場所 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市環境局総務課（名古屋市役所東庁舎5階）
電話番号 052-972-2667

（ウ）郵送による場合の到達期限及び提出先

- ・到達期限 平成27年8月28日（金）午後5時00分まで（ただし、同月24日（月）午前9時00分以降の到達に限る。）
- ・提出先 上記（イ）の提出場所と同じ

キ 入札の辞退

資格審査通過者が、入札を辞退する場合は、事業提案書提出期限までに、入札辞退届（様式3-1）を名古屋市環境局総務課に提出することとする。

ク 入札書の受付

資格審査通過者の内、入札に参加する者は、電子入札システムへ提案内容に基づいた入札価格を入力の上、入札価格内訳書（様式4-2）を電子ファイルにて添付し、市へ提出するものとする。ただし、電子入札システムによりがたい場合は、紙による入札書（様式4-1）及び入札価格内訳書を持参又は郵送（書留等に限る。）により提出することができる。提出する書類の詳細については、「6 入札書及び提案書作成要領」を参照のこと。

（ア）電子入札システムによる場合の提出期間

平成27年9月10日（木）午前9時00分から同年10月9日（金）午後5時00分まで
(イ)持参による場合の提出期間及び提出場所

- ・提出期間 平成27年9月10日（木）から同年10月9日（金）までの本市の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで（正午から午後1時00分までを除く。）
- ・提出場所 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市環境局総務課（名古屋市役所東庁舎5階）
電話番号 052-972-2667

（ウ）郵送による場合の到達期限及び提出先

- ・到達期限 平成27年10月9日（金）午後5時00分まで（ただし、同年9月10日（木）午前9時00分以降の到達に限る。）
- ・提出先 上記（イ）の提出場所と同じ

ケ 入札保証金

有。ただし、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第5条に該当する場合は免除することとする。

コ 事業提案書の受付

資格審査通過者のうち、入札に参加する者は、入札説明書等に基づき本事業に関する事業提案書を市へ提出するものとする。提出する書類の詳細については、「6 入札書及び提案書作成要領」を参照のこと。

提出は持参又は郵送（書留等に限る。）によることとする。

（ア）持参による場合の提出期間及び提出場所

・提出期間

平成 27 年 9 月 10 日(木)から同年 10 月 9 日(金)までの本市の休日を除く毎日、午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで(正午から午後 1 時 00 分までを除く。)

・提出場所 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市環境局総務課(名古屋市役所東庁舎 5 階)

電話番号 052-972-2667

(イ) 郵送による場合の到達期限及び提出先

・到達期限 平成 27 年 10 月 9 日(金)午後 5 時 00 分まで(ただし、同年 9 月 10 日(木)午前 9 時 00 分以降の到達に限る。)

・提出先 (ア) の提出場所と同じ

サ 開札日時及び開札場所

(ア) 開札日時 平成 27 年 12 月 10 日(木)午前 9 時 30 分

(イ) 開札場所 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

環境局打合室(大)(名古屋市役所本庁舎 4 階)

シ 入札のとりやめ等

入札参加者が不穏な行動をなす場合において、公正に入札を執行できないと認められる場合、市は、当該入札参加者を入札に参加させない。

また、入札参加者が連合するなど、公正に入札を執行できないと認められる場合、あるいは競争性が担保されないと認められる場合、市は、入札の執行を延期するか若しくは取り止めることがある。

なお、後日、入札にかかる不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

ス 提案内容に関するヒアリング等の実施

事業提案書の審査にあたって、提案内容の確認のために市又は選定審議会が必要と判断した場合、基礎審査を通過した入札参加者に対しヒアリングを実施する。

・実施時期 平成 27 年 11 月頃(予定)

・実施内容 実施する場合は、別途定める「プレゼンテーション及びヒアリング実施要領」に従い、日時、場所、ヒアリング内容等を、入札参加者の代表企業に連絡する。

セ 落札者の決定

市は、選定審議会の審査結果(最優秀提案者の選定)を踏まえ、落札者を決定する。

ソ 入札結果の通知及び公表

市は、落札者決定後、すみやかに入札結果を入札参加者に文書にて通知する。なお、電話等による問い合わせには応じない。また、入札結果は、選定審議会による審査結果とあわせてホームページに公表する。PFI 法第 11 条に規定する客観的評価については、落札者と基本協定書を締結した後に公表する。

なお、落札者決定から事業契約締結までの間における落札者の失格及び構成企業の変更是次のとおりである。

(ア) 落札者における構成企業が不正3事由（※2）に該当した場合の措置は以下のとおりである。

代表企業	
代表企業を除く構成員	不正3事由に該当した場合、落札者は 失格
協力企業	不正3事由に該当した場合で、市が協力企業の変更を認めた場合、落札者を 失格としない

※2：不正3事由

- ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条、第8条第1号若しくは第19条に違反し公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受けたとき、又は同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき
- ・贈賄・談合等著しく本市との信頼関係を損なう不正行為の容疑により個人若しくは法人の役員等又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき
- ・名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年1月28日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第103号）に基づく排除措置を受けたとき

(イ) 落札者における構成企業の変更可否は以下のとおりである。

代表企業	不 可
代表企業を除く構成員	やむを得ない事由（※3）で市が構成員の変更を認めた場合 不 可
協力企業	市が変更を認めた場合は 可

※3：やむを得ない事由の例

- ・事業の譲渡等に伴い会社が合併又は分割するとき
- ・解散又は清算に伴い会社が消滅するとき
- ・参加表明を行っていた事業を廃止するとき

タ その他

本案件は、特に断りがない限り、資料の提出、入札を電子入力システムで行うものであり、名古屋市電子入札実施要領（17財監第73号）及び名古屋市競争入札参加者手引（17

財監第67号)に定めるところによること。

(6) 落札者との契約手続き等

市と落札者は、入札説明書及び事業契約書(案)等に基づき契約手続きを行う。当該事業契約の締結により、落札者が本事業の民間事業者として選定されたものとする。

ただし、落札者の事由により事業契約の締結に至らなかった場合は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行う。

(7) 民間事業者を選定しない場合

民間事業者の募集、評価及び民間事業者の選定において、最終的に、応募者あるいは入札参加者が無い、又は、いずれの入札参加者も市の財政負担縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと市が判断した場合には、民間事業者を選定せず、この旨を速やかに公表する。

5 提出書類（各提出書類の様式番号は、様式集に定める番号を示している。）

（1）資格審査（第一次審査）時の提出書類

ア 競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムにより提出すること。ただし、電子入札システムによりがたい場合は、紙による競争入札参加資格確認申請書（様式1－1）を1部提出することとする。

イ 参加表明書 (様式1－2)

① 構成企業一覧表 (様式1－3)

② 事業実施体制 (様式1－4)

③ 委任状 (様式1－5)

ウ 資格審査書

資格審査書である「応募者の参加資格要件チェックリスト（様式1－7）」の該当事項を記入するとともに、「応募者の参加資格要件チェックリスト（様式1－7）」に示す「確認書類」を併せて提出することとする。

エ 各書類作成の留意事項

参加表明書及び資格審査書等の提出にあたり、以下の項目に留意すること。

- ・参加表明書及び資格審査書等は、3部（正本（押印したもの）1部、副本（正本の写し）2部）提出することとし、様式に従った表紙を付け、それぞれ1分冊として左側を綴じること。
- ・必要部数作成し、様式に従った表紙を付け、それぞれ1分冊として左側を綴じること。
- ・「確認書類」等は、指定した様式と整合ができるよう書類番号とタイトルを資料に付けること。
- ・各様式で使用する文字の大きさは、10.5 ポイント以上で作成すること（「確認書類」等の写し等は除く）。
- ・構成企業一覧表（様式1－3）には、名古屋市競争入札参加資格の法人コードを記入すること。

（2）資格審査通過後に入札を辞退する場合の提出書類

応募者が、資格審査通過通知受領後に入札参加を辞退しようとする場合には、以下の書類を1部提出することとする。

ア 入札辞退届 (様式3－1)

（3）対話実施時の提出書類

対話申込者は、別途市から通知する「対話実施要領」に従い、必要な書類を提出先まで電子メールにて送付することとする。ただし、電子メールによりがたい場合は、紙による持参又は郵送（書留等に限る。）により提出することができる。詳細については、「対話実施要領」を参照のこと。

（4）入札説明書等に関する質問の際の提出書類

入札説明書等に関して、質問がある場合には、以下の書類1枚につき1項目とし、簡潔にとりまとめて提出先まで電子メールにて送付することとする。ただし、電子メールによりがたい場合は、紙による持参又は郵送（書留等に限る。）により提出することができる。なお、紙にて提出する場合は1部提出することとする。

ア 入札説明書等に対する質問書

(様式2-1)

(5) 提案審査（第二次審査）時の提出書類

提案審査（第二次審査）において提出する入札書及び提案書類は、以下のとおりである。

ア 入札書

提案内容に基づいた入札価格を電子入札システムに入力の上、入札価格内訳書を電子ファイルにて添付し、1部提出することとする。なお、入札価格を入力する際は、「6(2)ア 入札書（様式4-1）」に掲げる項目に留意すること。ただし、電子入札システムによりがたい場合は、紙による入札書及び入札価格内訳書を各1部提出することとする。

・入札書 (様式4-1)

・入札価格内訳書 (様式4-2)

イ 事業提案書等

事業提案書等は、10部（正本（押印したもの）1部、副本（正本の写し）9部）提出することとする。また各提出書類の様式番号は、様式集に定める番号を示している。

・事業提案書 (様式5-1)

・事業提案書一覧表 (様式5-2)

(ア) 要求水準対応全体計画に関する提案書

・表紙 (様式6-1)

・一般事項及び特記事項 (様式6-2)

・施設建設業務 (様式6-2)

・施設運営業務 (様式6-2)

(イ) 事業計画に関する提案書

・表紙 (様式7-1)

・事業実施方針 (様式7-2)

・事業実施体制 (様式7-3)

・地域社会への配慮 (様式7-4)

(ウ) 土木・建築計画に関する提案書

・表紙 (様式8-1)

・建築計画 (様式8-2)

・施設配置・レイアウト (様式8-3)

・景観・緑化 (様式8-4)

・工事計画 (様式8-5)

(エ) プラント計画に関する提案書

・表紙 (様式9-1)

・処理システム	(様式9-2)
・施設の安全性	(様式9-3)
(オ) 運営・維持管理計画に関する提案書	
・表紙	(様式10-1)
・運営体制	(様式10-2)
・運転管理	(様式10-3)
・安全・衛生	(様式10-4)
・非常時対応及び復旧体制	(様式10-5)
・ごみの受入体制	(様式10-6)
・点検・整備・補修	(様式10-7)
(カ) 環境・循環型社会への適合計画に関する提案書	
・表紙	(様式11-1)
・環境保全対策	(様式11-2)
・地球環境への配慮	(様式11-3)
・資源循環対策	(様式11-4)
・余熱の活用	(様式11-5)
(キ) 経営計画に関する提案書	
・表紙	(様式12-1)
・リスク管理	(様式12-2)
・収支計画	(様式12-3)
・資金調達計画	(様式12-4)
(ク) 施設整備委託料及び運営委託料に関する内訳書	
・表紙	(様式13-1)
・施設整備費内訳書	(様式13-2)
・施設整備費各費目の算定根拠	(様式13-3)
・施設整備委託料の財源内訳及び年度別内訳	(様式13-4)
・運営・維持管理の前提となる処理数量	(様式13-5)
・運営・維持管理費内訳書	(様式13-6)
・運営・維持管理費各費目の算定根拠	(様式13-7)
・その他収入内訳書	(様式13-8)
・運営委託料の算定	(様式13-9)
・施設整備委託料及び運営委託料支払予定表	(様式13-10)
・事業収支計算書（S P C）	(様式13-11)
(ケ) 設計図書	
設計図書は、事業提案書等と同様に、10部（正本（押印したもの）1部、副本（正本の写し）9部）提出することとする。	
・表紙	(様式14-1)
・設計図書一覧表	(様式14-2)

a	概要説明	
	・施設概要	(様式任意)
	・工事工程表	(様式任意)
	・主要設備、プロセス概要説明	(様式任意)
b	計算書	
	・主要設備、機器等設計計算書	(様式任意)
	・建築物構造計算書	(様式任意)
	・設計仕様書	(様式任意)
	・物質収支計算書	(様式任意)
	・熱収支計算書	(様式任意)
	・用役収支計算書	(様式任意)
	・雨水対策施設設計計算書	(様式任意)
c	その他	
	・ごみ処理能力曲線	(様式任意)
	・騒音、振動発生機器一覧	(様式任意)
	・大気汚染物質排出条件一覧	(様式任意)
	・その他環境基準一覧	(様式任意)
	・その他要求水準に示す性能、機能及び提案内容等が確認できる資料	(様式任意)

(コ) 提案図面

提案図面は、事業提案書等と同様に、10部（正本（押印したもの）1部、副本（正本の写し）9部）提出することとする。

・表紙	(様式15-1)
・提案図面一覧表	(様式15-2)
a 全体図面	
・施設概要	(様式任意)
	(面積、仕様等、施設計画の概要を整理すること)
・施設全体配置計画図	(様式任意)
・車両動線計画図	(様式任意)
・眺望図	(様式任意)
・面積表	(様式任意)
b 建築・土木図面	
・外観透視図（外観パース）	(様式任意)
・内観透視図（建物内部完成予想図）	(様式任意)
・建築一般図	(様式任意)
	(各階平面図、立面図、断面図、矩形図及び各詳細図)
・ごみ処理施設	
・管理施設	

- ・その他施設
- ・展開図（主要各室） (様式任意)
- ・内外装仕上表 (様式任意)
- ・煙突組立図及び姿図 (様式任意)
- ・外構計画図 (様式任意)
- ・雨水対策施設計画図 (様式任意)
- ・緑地計画図 (様式任意)
- c プラント関係図面
- ・施設平面図 (様式任意)
 - (各階平面図、機器配置図との兼用を可とする)
 - ・ごみ処理施設
 - ・管理施設
 - ・その他施設
- ・施設立面図 (様式任意)
 - ・ごみ処理施設
 - ・管理施設
 - ・その他施設
- ・施設断面図 (様式任意)
 - (機器配置断面図との兼用を可とする)
 - ・ごみ処理施設
 - ・管理施設
 - ・その他施設
- ・機器配置平面図 (様式任意)
 - (各階平面図、機器配置図との兼用を可とするが、
主要機器の名称が確認できること)
 - ・見学者等動線計画図 (様式任意)
 - ・見学者用設備及び見学者等環境学習設備イメージパース (様式任意)
 - (各設備2枚ずつ)
 - ・システムフロー図 (様式任意)
 - ・全体処理フロー（ごみ、各処理残渣、空気、排ガス、薬剤、燃料等）
 - ・ボイラ系統フロー（純水、給水、蒸気、復水等）
 - ・給水フロー（上水、井水、中水、再利用水等）
 - ・排水フロー（プラント排水、生活排水、雨水排水等）
 - ・余熱利用フロー（蒸気タービン発電、余熱利用設備等）
 - ・計装用、プラント用空気フロー
 - ・その他フローシート
 - ・前処理装置及び破碎物選別装置等組立図 (様式任意)
 - ・築炉構造図 (様式任意)
 - ・焼却炉又はガス化溶融炉組立図 (様式任意)
 - ・電気設備主回路単線系統図 (様式任意)
 - ・部分詳細図（説明図） (様式任意)

- ・災害等発生時の対応フロー
(インフラ等途絶時のごみ処理体制フロー含む)
(様式任意)
- ・その他説明図
(様式任意)

6 入札書及び提案書作成要領

(1) 一般的事項

各提出書類を作成するにあたり、特に市からの指示がない限り、以下の項目に留意することとする。

ア 使用する用紙のサイズ等

図書のサイズは、表紙を含め、各規定様式を使用し、特に指定のない限り、日本工業規格「A4版」縦置き横書き片面を標準とする。ただし、表は「A4版」又は「A3版」、図面は「A2版」又は「A3版」を標準とする。

イ 使用ソフト

電子データを保存するアプリケーションソフトは、Microsoft Word（2003以上）あるいはMicrosoft Excel（2003以上）（いずれもWindows対応）とする。

ウ 会社名の記入

事業提案書「正本」には、入札参加者名及び代表企業名を記入することとするが、「副本」には、資格審査通過通知に記載されている呼称を記述することとする。

エ その他事業提案書に関する共通事項

- 明確かつ具体的に記述すること。
- 分かりやすさ、見やすさに配慮し、必要に応じて図、表、写真、スケッチ等を適宜利用すること。
- 製本する際は、特に指定のない限り、表紙のサイズにあわせること。
- ページ数は、規定しているものを除き原則として自由とするが、できる限り簡潔にまとめる。なお、ページが複数にわたる場合は、次の例示のように各項目の右端に通し番号をつけること。

例) (様式_____)

計画に関する提案書	
概要	1 / 2

- 事業提案書等の提出の際に、提案内容が全て保存されているCD-R一式を提出すること。また、Microsoft Excelで様式を指定するものはA3（一部A4横）横で作成し、関数及び計算式等を残したまま提出すること。
- それぞれの提出方法については、以下に記述する作成要領に従うものとし、それぞれを1分冊にとりまとめ、左側を綴じて提出すること。

(2) 入札書

ア 入札書（様式4-1）

入札書を作成するにあたり、以下の項目に留意すること。

- ・入札価格は、建設時支払金、引渡時支払金、及び運営・維持管理期間にわたる整備費割賦料及び運営委託料（売電収入等は相殺済み）を単純に合計した金額（実額）を記載すること。
- ・入札価格内訳書（様式4-2）、收支計画（様式12-3）、資金調達計画（様式12-4）等との整合に留意すること。
- ・金利及び物価は現行水準（事業期間一定）で算出し、金利の増減、物価の増減については考慮しないこと。（但し、実際の支払は、別途定める規定に従い、金利変動・物価変動を加味する。）
- ・入札価格には、消費税及び地方消費税を加えないこと。
- ・郵送の場合には、入札書を入れる封筒と郵送用の封筒をそれぞれ用意し、名古屋市電子入札実施要領に定められている提出方法により提出すること。

イ 入札価格内訳書（様式4-2）

- ・内訳書に記載される建設時支払金、引渡時支払金、及び運営・維持管理期間にわたる整備費割賦料及び運営委託料の合計額は、入札書（様式4-1）に記載される金額と必ず一致すること。
- ・上記の算定とともに、それらの内訳金額（実額）を平成27年度の現在価値に換算し（割引率は2.5%）、その合計額を算定すること。（その現在価値合計額が、総合評価の価格評価対象となる。）
- ・各運営委託料の「処理単価」は円単位とするが、百円未満は切り捨てる。
- ・入札価格内訳書は、入札書と同封し、提出すること。

(3) 事業提案書等

5 (5) イに示す6つの事業提案書「事業計画に関する提案書」「土木・建築計画に関する提案書」「プラント計画に関する提案書」「運営・維持管理計画に関する提案書」「環境・循環型社会への適合計画に関する提案書」「経営計画に関する提案書」を作成するにあたり、以下の項目に留意すること。

- ・それぞれの提案書間との整合性に留意すること。
- ・各様式に記載されている指示に従い作成すること。

なお、「経営計画に関する提案書」に係る「施設整備委託料及び運営委託料に関する内訳書」及び「設計図書」「提案図面」については、以降に詳述する。

(4) 施設整備委託料及び運営委託料に関する内訳書

ア 施設整備費関連（様式13-2～様式13-4）

施設整備費の算定にあたり、次の事項に留意すること。なお、詳細は別紙3に示す。

(ア) 費目等

- ・主な費目は、設計費、土木・建築工事、プラント工事、諸経費、その他事業費とする。

- ・設計費、土木建築工事及びプラント工事は、それぞれ別々に計上するとともに、交付対象及び交付対象外を分けて計上すること。また、それら費用の内訳としての各費目を明記し、その費用を必要年度に計上すること。
- ・事業量の変動により変化する費用は、汚染土壤対策費、地中支障物対策費、電波障害対策費、インフラ整備費、計量管理装置等設置費とする。
- ・物価変動、消費税及び地方消費税については考慮しないものとする。

(イ) 市の民間事業者への支払

- ・各費目について、設計・建設期間中の工事進捗率を想定し、各年度出来高を計上する。これに基づき、建設時支払金及び引渡時支払金を算定すること。
- ・なお、建設時支払金が、提案で見込んだ金額と実際に支払われた金額が異なる際に生じる建中金利等の差額（伴って、引渡時支払金を変更する場合の影響も含む。）については、民間事業者の負担とする。

イ 運営・維持管理費関連（様式13-5～様式13-7）

破碎選別設備を含めた本施設の運営・維持管理にかかる費用の算定にあたり、次の事項に留意するとともに、各費用の条件について留意すること。なお、詳細は別紙3に示す。

- ・年間のごみ搬入量は、可燃ごみ「160千トン」程度、不燃ごみ「12千トン」程度（その内、粗大ごみ「3.5千トン」程度）とし、入札参加者自らが選択する処理方式によって、処理する各種ごみ量を想定することとする。
- ・上記「ごみ量」及び要求水準書に提示する「ごみ質」の変動による民間事業者としての許容範囲については、入札参加者自らが選択する処理方式に応じて提案することとする。
- ・主な費目は、固定費（人件費等）、変動費（用役費等）、維持管理費（大規模修繕も含む点検・補修費等）とし、運営委託料の算定時には、維持管理費は固定費相当分に含めるものとする。
- ・運営・維持管理期間における年度1年間の費用を算定する。ただし、初年度の平成32年度は第2四半期から第4四半期までの9か月分の費用、最終年度の平成52年度は、第1四半期の3か月分の費用とする。
- ・提案内容に応じて記入欄は追加することとし、できる限り詳細に記入すること。
また、その算定根拠についても明示すること。
- ・各費用は、事業収支計算書（様式13-11）の内容と一致させること。
- ・物価変動、消費税及び地方消費税は考慮しないこと。

(ア) 人件費

- ・事業実施体制（様式7-3）及び運営体制（様式10-2）に記載の内容と整合のとれたものとする。
- ・年度毎に役割別の人件費を記入すること。
- ・算定根拠には、各役割の人員数と一人あたり単価を記入すること。

(イ) 用役費（電気、ガス、水道、下水道、薬品、副資材、油脂）

- ・電気、ガス、上下水道については、基本料金と変動費に分けて記入すること。

- ・薬品、副資材、油脂については、それぞれの費用を細目に分けて計上すること。

(ウ) 試験測定費

- ・試験測定に要する費用を具体的に計上すること。

(エ) 見学者等環境学習対応設備運営費

- ・地域社会への配慮（様式7－4）の内容と整合性を図る。

- ・施設の運営に必要な費用を具体的に計上すること。

(オ) ISO認証取得、審査及び更新費用

- ・ISO認証取得に要する費用を運営開始から2年以内で計上すること。

- ・その後、審査及び更新等に要する費用を具体的に計上すること。

(カ) SPC事務経費

- ・事業実施体制（様式7－3）の内容等を踏まえ、本事業におけるSPCの運営等に必要な経費について具体的に計上すること。

(キ) 保険料

- ・民間事業者は、整備期間中は組立保険、整備工事保険、第三者損害賠償責任保険等に、運営・維持管理期間中は第三者損害賠償責任保険、普通火災保険等に加入することとする。
- ・リスク管理（様式12－2）に記述されている保険内容と整合を図り、保険毎に保険額を計上すること。

(ク) 維持管理費

- ・本施設（見学者等環境学習対応設備を含む全ての設備）の点検、補修、修繕等の維持管理にかかる費用について計上する。
- ・長寿命化対策や大規模修繕を含む長期修繕（設備更新）計画と整合のとれた内容とする。

(ケ) 資源化処理費用

- ・事業用地外に搬出し、資源化処理業務に係る運送費・処理費を算定する。
- ・算定根拠として、資源化対象物ごとに、ごみ種別処理量に対応した発生率及び発生量を算定するとともに、運送及び処理単価（トン当たり）を提案すること。
- ・資源循環対策（様式11－4）の内容と整合を図ること。

(コ) その他必要と考える費用

- ・上記費用の他に、必要と考える費用について具体的に計上すること。

ウ その他収入内訳書（様式13－8）

- ・年間のごみ搬入量は、可燃ごみ「160千トン」程度、不燃ごみ「12千トン」程度（その内、粗大ごみ「3.5千トン」程度）とし、入札参加者自らが選択する処理方式によって想定する各種ごみの処理量を前提に、余剰電力の売却収入（売電）、有価物及び資源化物の売却収入を算定し提案すること。
- ・上記「ごみ量」及び要求水準書に提示する「ごみ質」の変動による民間事業者としての許容範囲については、入札参加者自らが選択する処理方式に応じて提案することとする。

- ・いずれの売却収入も、全額、民間事業者の収入とするが、提案された売却収入をもつて運営・維持管理費を相殺するものとする。その相殺方法は、市が民間事業者に支払う運営委託料に織り込むこととする（下記エ参照）。
- ・事業収支計算書（様式13-11）のその他収入と整合性を図ること。
- ・必要に応じて、その他に上記収入以外の提案がある場合その収入を計上すること。

(ア) 余剰電力の売却収入（売電）

- ・売電を想定する電気事業者を明示すること。
- ・提案の算定根拠となる売電量及び売電単価を提案すること。

(イ) 有価物及び資源化物の売却収入

- ・有価物及び資源化物の種別ごとに、収納する者（民間事業者か資源化受託企業）を明示すること。
- ・資源循環対策（様式11-4）と整合を図りながら、有価物及び資源化物の種別ごとに、提案の算定根拠となる処理するごみ種別ごとの発生率及び売却量を算定し、売却単価（トン当たり）を提案すること。
- ・収納する者が資源化受託企業の場合、当該資源化物の売却収入が処理単価（トン当たり）に織り込まれていること。

エ 施設整備委託料及び運営委託料支払予定表（様式13-10）

運営・維持管理期間に、市が民間事業者に支払う整備費割賦料及び運営委託料の算定にあたり、物価変動、金利変動、消費税及び地方消費税は考慮しないこと。

なお、詳細は別紙3に示す。

(ア) 整備費割賦料

- ・整備費割賦料の元金は、施設整備費の総額から建設時支払金及び引渡時支払金を控除した額であることに留意する。
- ・割賦元金の内、事業量の変動により変化する費用の内訳を計上する。
- ・整備費割賦料は、上記の元金に金融機関からの借入金の金利相当分（基準金利に入札参加者が提案するスプレッドを上乗せして算定）を加えた合計額とし、借入金分は返済期間20年の元利均等返済の方式によって算出される元利償還金額を各期別の支払額とする。このとき、資金調達計画（様式12-4）の考え方と整合を図ること。
- ・提案書の作成時には、平成27年7月8日（水）の基準金利を用いて整備費割賦料を提案するものであるが、実際の支払額は、供用開始日の2営業日前（銀行営業日でない場合はその翌営業日）の基準金利にて算定される額とする。また、本事業では基準金利の見直しを改定の基準日である平成42年7月1日の2営業日前に行うものとする。
- ・基準金利

TOKYO SWAP REFERENCE RATE としてテレレート17143ページに表示されている6ヶ月LIBORベース10年物（円一円）金利スワップレート（基準日午前10時）とする

(イ) 運営委託料（様式13-9）

- ・運営・維持管理業務に係る対価として、市より支払いを希望する金額を運営委託料として算定する（固定費相当分と変動費相当分で構成）。このとき、運営・維持管理にかかる各費用を基に算定することとし、運営委託料の算定根拠として併せて示すこととする。
- ・本施設の運営・維持管理にかかる費用総額に「その他収入額（上記ウ）」を勘案（相殺）した額が、最終的に市が民間事業者に支払う運営委託料となる。
- ・固定費相当分は、「人件費相当分」、「用役費のうち電気、ガス、上下水道の基本料金相当分」、「それらを除いた固定費相当分」、及び「維持管理費相当分」に分けることとする。このとき、「それらを除いた固定費相当分」については、できる限りその内訳を明示すること。
- ・固定費相当分に含めるとした上記「維持管理費相当分」については、次の点に留意した上で委託料を算定することとする。
 - * 施設の運営期間中に生じる修繕、長寿命化対策及び大規模修繕等に要する費用も、原則として当該維持管理費相当分に含めて、毎年度一定額を支払う。
 - * 実際の補修費が年間の計画補修費と異なった場合においても、原則として運営委託料の変更は行わない。
- ・変動費相当分は、事業用地内で発生する「固定費相当分と変動費相当分の総額」から「その他収入（売電等）」を相殺して算定される「可燃ごみ等処理相当分」と、事業用地外で各種資源化対象物の処理等によって算定される「資源化処理相当分」とに分けて提案することとする。また、それら委託料は「可燃ごみ等の1トンあたりの処理単価」、「各種資源化対象物の1トン当たりの処理単価」を併せて示すこととする。
- ・なお、実際の支払額は、物価変動に基づき年一回改定するものとし、入札参加者が提案する運営委託料に物価変動を勘案して定まる額とする。物価変動の判断に用いる指標としては、消費者物価指数（財・サービス分類指数（全国）の「サービス」）などが想定されるが、費目別に入札参加者が提案するものとする。例えば、消費者物価指数を原則とし、当該指標以外の指標が適切であると判断した場合は、該当する指標を提案することとする。ただし、提案する指標は、市も客観的且つ容易に確認できるものとする。

オ 資金調達計画（様式12-4、様式13-11）

(ア) 施設整備費の資金調達に関する考え方

- ・施設整備費の資金調達内容について、「交付金」「市が調達する資金」「金融機関からのプロジェクトファイナンスによる借入金」、「出資金」に分け、その内訳を記入する。
- ・「交付金」「市が調達する資金」は、建設時支払金及び引渡時支払金の合計額となるよう、施設整備費内訳書（様式13-2）との整合を図る。

- ・「金融機関からのプロジェクトファイナンスによる借入金元金」及び「出資金」の合計額は、整備費割賦料の元金となるよう、施設整備費内訳書（様式13－2）との整合を図る。
- ・施設整備費の総額は、施設整備費内訳書（様式13－2）との整合を図る。

(イ) 金融機関からの借入について

- ・内訳がわかるように、借入先別に借入条件を記入する。
- ・借入条件には、借入時期、借入期間、金利、見直時期、返済条件等を記入する。
- ・借入先には、現在検討している金融機関名について具体的に記入する。

(ウ) 出資金明細表

- ・内訳がわかるように、出資者、出資金額、出資比率、出資者の役割及び配当の考え方等を記入する。
- ・出資金明細表の記入にあたり下記の事項に留意すること。
 - *出資者は、全て構成員であること。
 - *出資比率等は、応募者の構成要件を満たすこと。

(エ) その他調達方法

- ・その他、資金調達手法として検討している手法があれば記入する。

(オ) 金利変動に伴う整備費割賦料の改定

- ・整備費割賦料の算定根拠となる基準金利に上乗せするスプレッドを記入する。
- ・その算出根拠を記入する。
- ・基準金利設定の詳細については、「施設整備委託料及び運営委託料について」（別紙3）を参照のこと。
- ・提案内容により必要な項目、記入欄等は適宜追加してもよい。
- ・物価変動、消費税及び地方消費税は考慮しないこと。

カ 事業収支計算書（様式13－11）

事業収支計算書の作成にあたり、物価変動、金利変動、消費税及び地方消費税は考慮しないこと。

(ア) 損益計算書

① 営業収入

- ・建設時支払金及び引渡時支払金は、施設整備委託料の財源内訳及び年度別内訳（様式13－4）との整合を図る。
- ・整備費割賦料及び運営委託料は、施設整備委託料及び運営委託料支払予定表（様式13－10）との整合を図る。
- ・売電及び有価物等の売却によるその他収入については、その他収入内訳書（様式13－8）との整合を図る。

② 営業費用

- ・「人件費」、「用役費」、「維持管理費」等、運営及び維持管理に要する費用については、運営・維持管理費内訳書（様式13－6）との整合を図る。

- ・「その他」については、「割賦原価」等、入札参加者が適当と考えるものができる限り詳細に記入すること。

③営業外収支

- ・「営業外収入」については、入札参加者が適当と考えるものができる限り詳細に記入すること。
- ・「営業外費用」の「支払金利」については、資金調達計画（様式12-4）の金融機関からの借入の金利と一致させること。これ以外で、入札参加者が適当と考えるものができる限り詳細に記入する。

④法人税等

- ・法人税等、算出にあたって必要な数値等は、入札参加者が適切と考えるものを使用して算出すること。

⑤その他

- ・「配当」には、資金調達計画（様式12-4）で示した配当性向との整合を図ったうえで、配当額を計上すること。
- ・収入、費用項目については、適宜追加の上記入すること。
- ・他の様式と関連ある項目の数値は、整合性をとって記入すること。また、諸経費、内部留保金運用益、その他項目等の他の様式に関連のないものについては、算出根拠を別紙として記入すること。

（イ）資金収支計算書

- ・「資金調達」及び「資金需要」の内訳については、既に示しているものに加えて、入札参加者が適当と考えるものができる限り詳細に記入すること。
- ・評価指標であるPIRR、EIRR、DSCR（年度毎、最小値、平均値）LLCRを計算して記入すること。
- ・物価変動、金利変動、消費税及び地方消費税は考慮しないこと。
- ・現在価値に換算する際に用いる割引率は2.5%とする。

（5）設計図書

「5（5）イ（ケ）」に記載のある設計図書の提出にあたり、以下の項目に留意すること。

- ・設計図書の一覧を様式14-2に従い作成すること。
- ・関連する資料との整合性に注意すること。
- ・様式の指定のあるものについては、様式に従って記入すること。様式の指定のないものについては、自由な様式とし、わかりやすくまとめること。
- ・必要に応じて説明を添えること。

（6）提案図面

「5（5）イ（コ）」に記載ある提案図面の作成にあたり、以下の項目に留意すること。

- ・指定の様式あるいは書類を必要部数作成し、様式15-1の表紙（A3版）を付け、それぞれ1分冊として左側を綴じること。

- ・提案図面の一覧を様式 15-2 に従い作成すること。
- ・各図面に枚数制限はない。
- ・図面のサイズは「A2版」又は「A3版」を標準とするが、提案内容が確認できるよう大きさには留意すること。

7 契約に関する事項

(1) 基本協定の締結

市と落札者は、事業契約等の締結に先立って、本事業の円滑遂行を果たすための基本的義務に関する事項、落札者の各構成員の本事業における役割に関する事項及びS P Cの設立に関する事項等を規定した基本協定を締結する。

なお、落札者が基本協定を締結しない場合、市は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行う。ただし、この場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第9号の規定に基づき随意契約となり、地方自治法施行令第167条の2第3項の規定により落札金額の制限内でこれを行う。また、それまでに落札者が要した費用については、市の事由による場合を除き、落札者自らが負担しなければならない。

(2) 特別目的会社の設立等

落札者のうち構成員は、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として本事業の実施を目的とするS P Cを仮契約締結前までに北名古屋市内に設立するものとする。なお、設立するS P Cは、本事業以外の事業を兼業することはできない。

S P C設立後、市と落札者は、S P Cも当事者に加えた基本契約を締結する。

なお、すべての構成員は、事業契約が終了するまでS P Cの株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

(3) 事業契約の締結

市は事業契約書（案）に基づき、民間事業者（S P C設立後はS P C）と契約締結に向けた協議を行い、S P Cと事業契約の仮契約を、平成28年1月（予定）に締結する。ただし、入札前に明示的に確定することができなかった事項については、必要に応じて市と民間事業者（S P C設立後はS P C）との間で協議を行い、内容を定めるものとする。

事業契約は、設計、建設、運営及び維持管理業務等を包括的かつ詳細に規定するものであり、事業期間終了の平成52年6月末日までの契約とする。

なお、特定事業契約の締結に係る民間事業者の弁護士費用、印紙代等は、民間事業者の負担とする。

また、民間事業者が事業契約を締結しない場合、市は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行う。ただし、この場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第9号の規定に基づき随意契約となり、地方自治法施行令第167条の2第3項の規定により、落札金額の制限内でこれを行うものとする。

(4) 議会の議決

事業契約を締結するためには、P F I 法第12条の規定に基づき、議会の議決を要する。

(5) 契約保証金の納付等

S P Cは、設計・建設工事の履行を確保するため、整備費に100分の10を乗じて得た額以上の契約保証金を納付すること。ただし、同額の履行保証保険契約等を締結した場合はこの限りではない。

なお、運営期間中においては、契約保証の必要はないものとする。

8 事業実施に関する事項

(1) 資金調達

本事業において、構成企業への最適なリスク分担が行われ、かつ長期的に事業の安定遂行が図れるように、民間事業者は、必要となる資金を調達する方法として、プロジェクトファイナンスによる手法を採用すること。

(2) 保険

民間事業者は、以下の要件を満たす保険契約を締結するものとする。詳細は、事業契約書（案）を参照のこと。

ア 建設期間中の保険

本施設の建設にあたる者は、建設工事保険又は組立保険（又は類似の機能を有する共済等を含む）及び請負業者賠償責任保険（又は類似の機能を有する共済等を含む）に加入すること。

イ 運営・維持管理期間中の保険

民間事業者は、運営開始から事業契約終了時までの全期間において、第三者賠償責任保険、プラント部分に関する保険及び火災保険に加入すること。

(3) 市と民間事業者の責任分担に関する考え方

リスク分担の考え方とは、実施方針に示された「想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担するとの考え方」に基づき、本事業に係る総リスクを低減し、より質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。

このリスク分担の考え方、「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」及び「契約に関するガイドライン」などを踏まえ、市と民間事業者の責任分担については、事業契約書（案）によるものとする。

なお、事業契約書（案）に示されていない責任分担については、双方の協議により定めるものとする。

入札参加者は、負担すべきリスクを想定したうえで、提案を行うこと。

(4) 事業契約上の債権の取り扱い

ア 債権の譲渡

市は、民間事業者から提供されるサービスを一体のものとして購入することから、民間事業者が市に対して有する債権（支払請求権）とは不可分一体である。民間事業者は、事前に市の承諾がなければ債権を譲渡することができない。

イ 債権の質権設定及び債権の担保提供

民間事業者が、市に対して有する債権に対し質権を設定する場合及びこれを担保提供する場合には、事前に市の承諾がなければ行うことができない。

(5) 事業用地に関する事項

ア 事業用地等の管理

事業用地について、市は、衛生組合から無償による借用を予定しており、特定事業の用に供するために、運営・維持管理期間にあっては民間事業者が適正に管理しなければならない。

イ 汚染土壤対策・地中支障物対策

民間事業者が汚染土壤及び地中支障物を確認した場合、市に報告し、必要な対策を講じなければならない。

(6) 誠実な業務遂行義務

民間事業者は、要求水準書、事業提案書、基本契約書、事業契約書及び〔資源化処理／運送〕委託契約書に定めるところにより、誠実に業務を遂行すること。

(7) 業務の委託等

民間事業者が、本事業の業務の一部を事業提案書に記載された企業以外に委託し又は請け負わせる場合は、事前に市の承諾を得なければならない。

(8) 技術者の配置

民間事業者は、本入札説明書及び要求水準書に従い、資格審査書等及び事業提案書に記載した技術者又は同等の経験を有する技術者を本施設に配置すること。

(9) 市によるモニタリング

市は、民間事業者が事業提案内容に基づいた業務を確実に実施し、事業契約書及び要求水準書に定める要求水準を達成していることを確認するとともに、民間事業者の財務状況を把握するため、以下の監視、測定や評価等のモニタリングを行う。

ア 本事業の実施状況の確認

市は、本事業の各段階において、事業契約書に定めるところにより、定期的にモニタリングを行う。また、市が必要と認める場合には、隨時モニタリングを行う。なお、モニタリングに要する費用は、民間事業者側に発生する費用を除き市の負担とする。

(ア) 実施設計モニタリング

市は、実施設計図書が提出された時点で、その設計が事業提案書に基づいたものであり、事業契約書及び要求水準書に定める要求水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。

(イ) 工事施工モニタリング

a 工事着手前

民間事業者は、建築基準法に規定される工事監理者及び建設業法に規定される主任技術者又は監理技術者をして工事監理を行わせるが、市は工事着手前にその体制などについて確認を行う。

b 定期

市は、定期的に工事施工の進捗状況及び工事監理の状況について確認を行う。

c 隨時

市は、必要と認める場合には、工事施工及び工事監理について確認を行う。

d 中間確認

市は、本施設が設計図書に従い建設されていることを確認するために、工期中、必要な事項に関する中間確認を実施する。中間確認の結果、工事の内容が設計図書に適合しない場合には、市は補修又は改造を求めることができる。

(ウ) 工事完成モニタリング

市は、施設の状態が事業契約書及び要求水準書に定める要求水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。確認の結果、本施設が事業契約書及び要求水準書に定める要求水準に適合しない場合には、市は補修又は改造を求めることができる。

また、市は、施設の引渡し前に民間事業者が作成・提出する、運営・維持管理マニュアル、運営維持管理業務体制及び業務仕様書等を確認する。

(エ) 運営・維持管理モニタリング

a 定期

市は、運営・維持管理マニュアル及び業務仕様書等のとおり運営・維持管理業務が遂行されているか、四半期毎に本施設の立入調査及び業務報告書等により、業務の実施状況について確認する。

また、ISO14001環境マネジメントシステムが適正に運用されているか確認を行う。

b 隨時

市は、必要と認める場合には、運営・維持管理業務の遂行について確認を行う。

また、停止改善措置や継続改善措置の判断時に確認を行う。

なお、市は、プラントデータ通信システムにより、ごみ処理施設等の稼働状況を必要に応じて確認する。

イ 財務状況の確認

市は、財務状況について、事業契約書に定めるところにより定期的にモニタリングを行う。

なお、モニタリングに要する費用は、民間事業者側に発生する費用を除き、市の負担とする。

(ア) 財務状況モニタリング

民間事業者は、毎事業年度、財務書類を作成し、自己の費用をもって公認会計士又は監査法人による監査を受けた上で、監査報告書とともに毎事業年度経過後90日以内に市に提出する。

市は、当該財務書類等を受領後、財務状況の健全性について確認を行う。

ウ 運営・維持管理期間中の業務水準低下に対する措置

モニタリングを行い、施設の運営・維持管理状況について、事業契約書及び要求水準書

に定める要求水準に適合しない場合には、事業契約書の規定に従い、民間事業者に対し改善措置の通告や運営委託料の減額等の措置をとるものとする。

詳細は、本入札説明書別紙4を参照のこと。

(10) 法制上及び税制上の措置に関する事項

本事業に関する法制上及び税制上の優遇措置等は、特に想定していない。

(11) 財政上及び金融上の支援に関する事項

特に予定していない。

(12) 株式会社民間資金等活用事業推進機構の出融資の取扱いについて

本事業は、株式会社民間資金等活用事業推進機構の出融資の対象事業であり、応募者は自らの責任において当該出融資を利用することを前提として応募することができる。

なお、株式会社民間資金等活用事業推進機構の出融資を確約するものではなく、同機構の出融資の詳細、条件等については、応募者が直接同社に問い合わせを行うこと。

【連絡先】

株式会社 民間資金等活用事業推進機構

電話番号（代表）：03-6256-0071

(13) その他事業実施に際して必要な事項

ア 金融機関と市との協議

事業の継続性を確保する目的で、市は、民間事業者に対し資金供給を行う金融機関と協議を行い、直接協定（ダイレクトアグリーメント）を締結する。

イ 同意の取得

愛知県、市、北名古屋市、豊山町及び衛生組合は、協力して本事業の実施について、地元同意を得る。なお、民間事業者の行為により住民に迷惑をかける等問題を引き起こした場合には、民間事業者が誠意をもって問題解決にあたるものとする。

ウ 環境影響評価

本施設については、愛知県環境影響評価条例に基づく環境影響評価を行っていることから、その内容を遵守すること。

また、民間事業者において事後調査の実施及び結果報告書の提出等を行う。

エ 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、市と民間事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が調わない場合は、事業契約書に定める具体的な措置に従うものとする。

オ 管轄裁判所の指定

本事業の契約に関する紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。事業契約書（案）にも規定する。

(14) 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

ア 基本的な考え方

民間事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するため、事業契約書において、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。

イ 本事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに次の措置をとることとする。

(ア) 民間事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- ①民間事業者の提供するサービスが、事業契約で定める民間事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は事業契約書の定めに従い、民間事業者に改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。民間事業者が当該期間内に改善を行うことができなかつたときは、市は事業契約を解除することができるものとする。なお、他の対応方法については、事業契約書において定める。
- ②民間事業者が倒産又は財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解除することができるものとする。
- ③前2項の規定により、市が事業契約を解除した場合、民間事業者は市に生じた損害を賠償しなければならない。

(イ) 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- ①民間事業者は、事業契約書の定めに従い、事業契約を解除することができるものとする。
- ②前項の規定により民間事業者が事業契約を解除した場合、市は民間事業者に生じた損害を賠償する。

(ウ) 当当事者の責めに帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他、市又は民間事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び民間事業者は、事業継続の可否について協議する。なお、一定の期間内に協議が調わないときは、それぞれの相手方に事前に書面でその旨の通知をすることにより、市及び民間事業者は事業契約を解除することができる。

9 その他

(1) 情報の提供

本事業に関する情報提供は、ホームページを通じて適宜行う。

(2) 事業契約に違反した場合の取り扱い

特定事業契約締結後、契約に違反し、又は落札者となりながら正当な理由なくして契約を拒み、ないしは公募等市の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者については、当該事実が判明した時から最長2年間、市が実施する入札等への参加が認められなくなる場合があることに留意すること。

(3) 市の担当窓口

名古屋市環境局施設部工場課 新工場建設推進担当

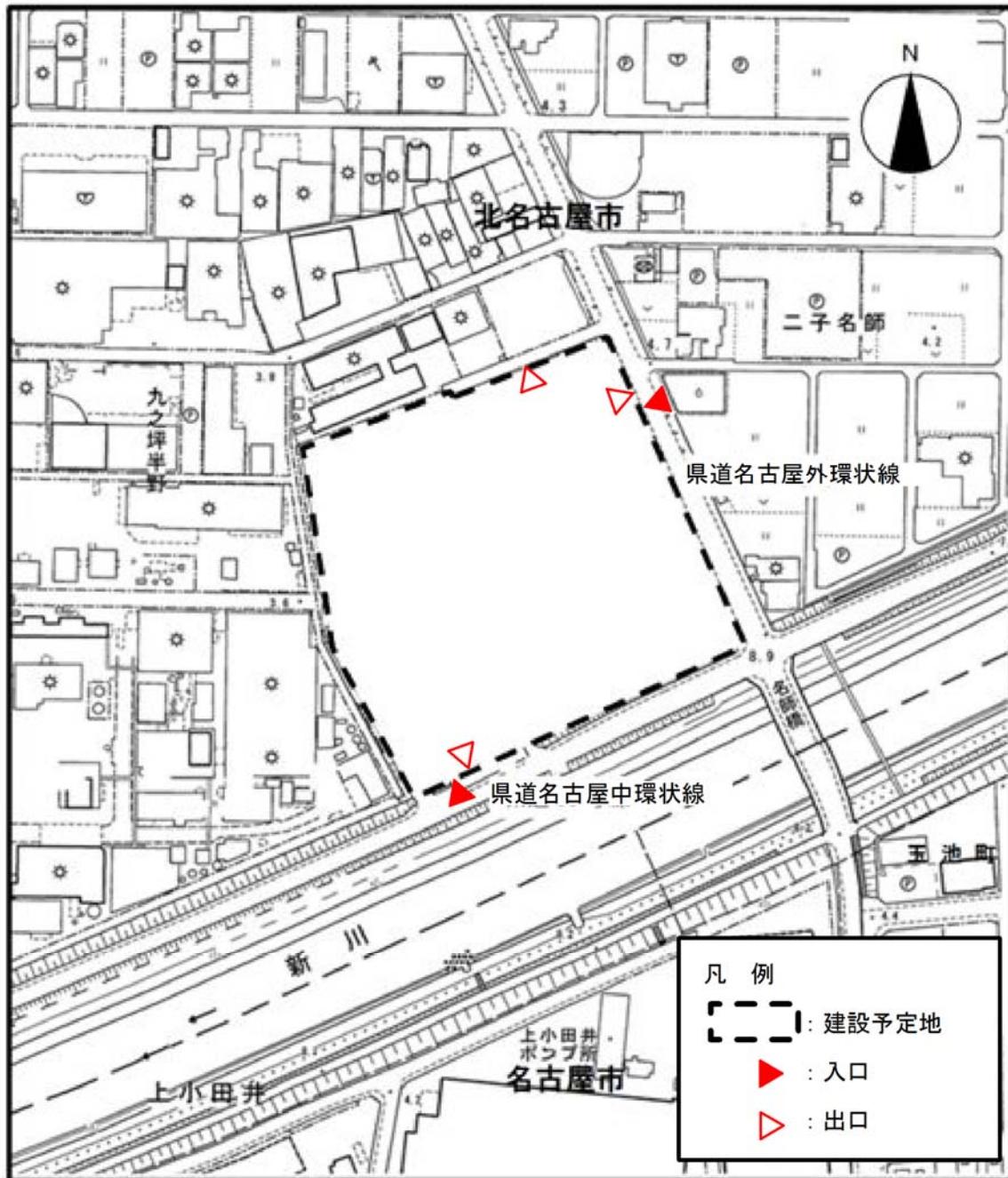
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話 052-972-2287

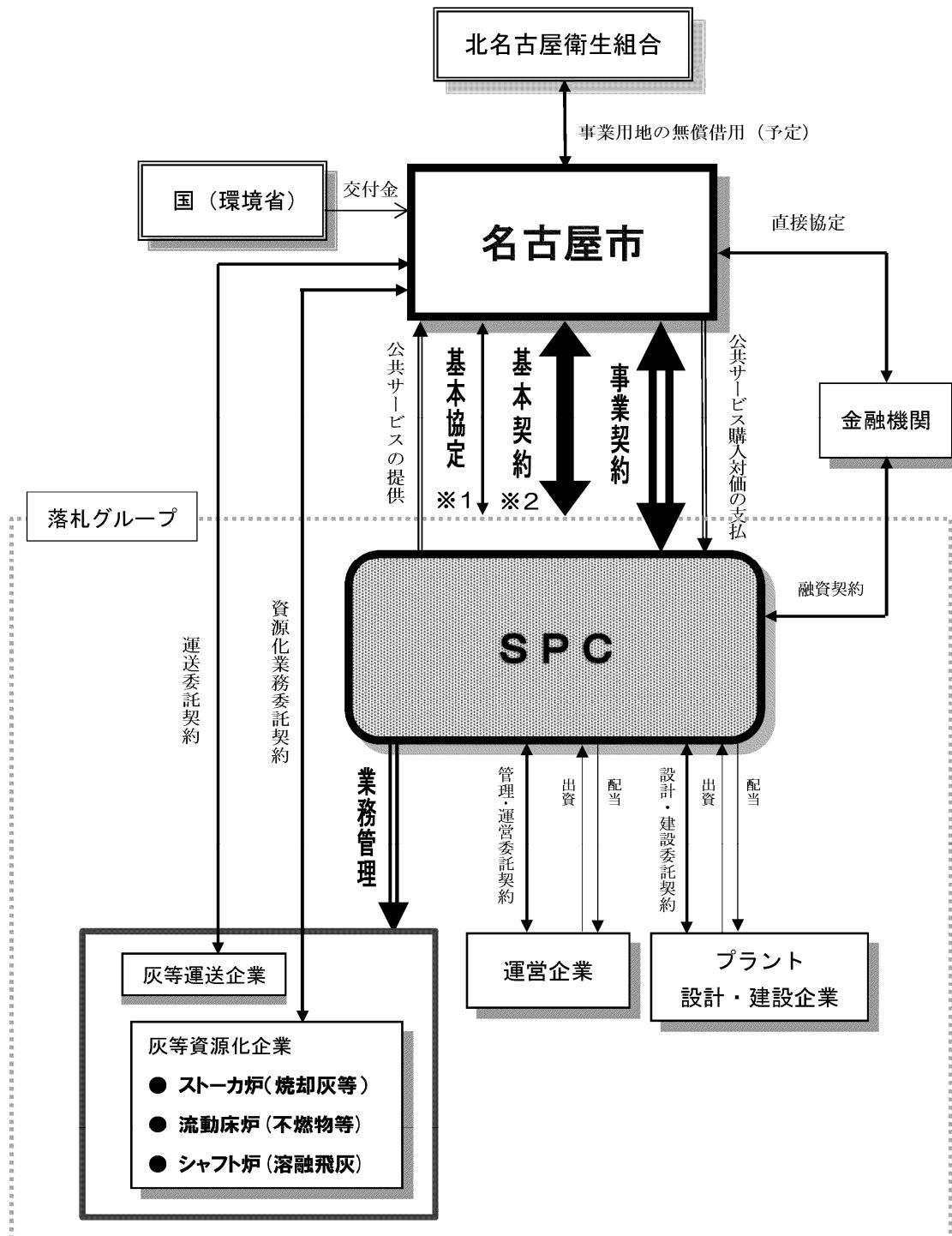
メールアドレス : a2381@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp

ホームページ : <http://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/19-14-2-7-0-0-0-0-0.html>

別紙1 事業計画予定地位置図



別紙2 入札参加者が選択可能な「ごみ処理方式・資源化処理業務」及び対応する事業スキーム



※1 市と落札グループは、事業契約の締結に先立って、構成員の役割やSPCの組成等の事項を規定した**基本協定を締結する。**

※2 基本協定に基づきSPCを組成した後、SPCを含めた基本契約を締結する。なお、基本契約締結により、基本協定は失効する。

別紙3 施設整備委託料及び運営委託料について

1 施設整備委託料及び運営委託料の構成について

(1) 全体の構成

民間事業者が実施する設計・建設業務に相当する対価（以下「施設整備委託料」という。）は、設計・建設期間に支払う「建設時支払金」、所有権移転後に支払う「引渡時支払金」、運営・維持管理期間に支払う「整備費割賦料」で構成される。

また、運営・維持管理業務に相当する対価は、業務期間中に発生する運営・維持管理費に基づき民間事業者が市に支払いを希望する「運営委託料」と民間事業者自らの裁量により得られる「その他収入」とによって構成される。（下表参照）

表 施設整備委託料及び運営委託料、その他収入の構成

業務名	民間事業者の収入	收受方法	備 考
設計・建設業務	建設時支払金	設計・建設期間にわたって、年度ごと出来高払い	・物価変動による改定あり
	引渡時支払金	建設最終年度分と併せて、本施設の所有権移転後一括払い	同 上
	整備費割賦料	運営・維持管理期間にわたって、四半期毎支払い	・金利変動による改定あり ・事業量に応じて変動する費用あり
運営・維持管理業務	運営委託料 (固定費相当分)	運営・維持管理期間にわたって、四半期毎支払い	・維持管理費(点検・補修費等)も含む ・物価変動による改定あり
	運営委託料 (変動費相当分)	運営・維持管理期間にわたって、四半期毎処理量に応じて支払い (ただし、処理量の変動による委託料の調整は、第4四半期で実施)	・物価変動による改定あり ・2つの処理費より構成 －可燃ごみ等処理費 －資源化処理費用
	その他収入	各売却(販売)先より	収入対象物 ・余剰電力の売却(売電) ・有価物・資源化物の売却 等

(2) 設計・建設業務

ア 設計・建設業務にかかる費用（施設整備費）

本施設の設計・建設業務の対価に相当する額は、次の費用を含むものとする。

(ア) 交付対象

- ①設計費
- ②土木建築工事費（一部）
- ③プラント工事費（一部）
- ④工事監理費

(イ) 交付対象外

- ①土木建築工事費（一部）
- ②プラント工事費（一部）
- ③自然エネルギー活用対策費
- ④生活環境影響調査等関連費
- ⑤防災対策
- ⑥雨水貯留槽
- ⑦見学者等環境学習対応設備整備費
- ⑧井戸改修
- ⑨什器・備品等調達費
- ⑩電波障害対策費
- ⑪インフラ整備費（電気、ガス、上下水道、電話）
- ⑫計量管理装置設置費

(ウ) その他事業費

- ①各種調査・対策費
- ②各種手続・申請費
- ③建中金利
- ④開業費
- ⑤金融手数料
- ⑥その他必要な費用（事業契約書（案）第19条に規定する仮設施設の設置及び撤去を含む）

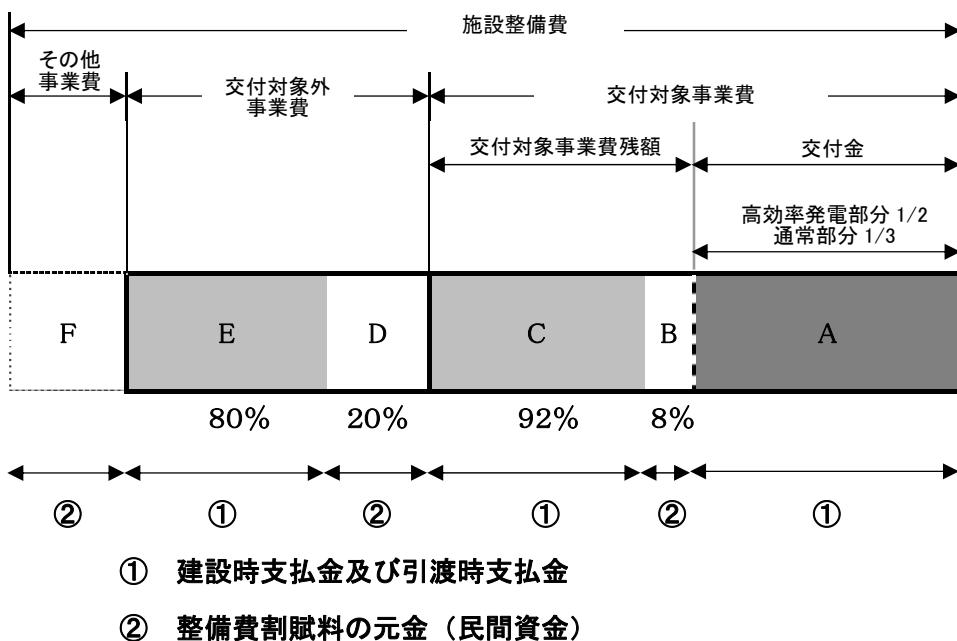
イ 交付金

本施設は、循環型社会形成推進交付金制度における高効率ごみ発電施設の交付対象施設であるため、交付要綱（平成26年4月1日）に基づき算定する。

入札参加者は、施設整備費のうち交付対象事業費に対して交付率（高効率発電該当部分：1／2、通常部分：1／3）を乗じた金額を算定し、「建設時支払金」及び「引渡時支払金」の財源として想定すること。

なお、実際の申請及び交付金の受取りは市の業務であるが、申請にあたっては、民間事業者は支援すること。

図表 交付金等の算定の考え方



ウ 建設時支払金及び引渡時支払金

市が主に起債により調達し、設計・建設期間中（出来高に応じて）及び所有権移転後に、交付金と併せて年度毎に支払われる。また、著しい物価変動があった場合、事業契約書（案）第70条第2項を適用する。

エ 整備費割賦料

次の元金と金利をあわせた額であり、運営・維持管理期間にわたって市が民間事業者に支払う割賦料である。

元金： 元金は施設整備費の総額から建設時支払金及び引渡時支払金を控除した額である。ただし、下記に記載のとおり、事業量の変動に応じて増減する費用は市が負担する。

金利： 割賦元金の内、金融機関からの借入金を元本とし、基準金利に民間事業者が提案したスプレッドを加えた金利相当分である。返済期間20年の元利均等返済方式によって算出される金利支払額（割賦金利）である。

基準金利は、供用開始後11年目で見直す予定である。

(ア) 算定方法

①第1回から第40回（平成32年7月から平成42年6月）

割賦元金の2分の1の金額を40回で元利均等払いする額と、後半10年間で支払う割賦元金の2分の1を10年間据え置いた場合に発生する金利の合計。

②第41回から第80回（平成42年7月から平成52年6月）

割賦元金の2分の1の金額を40回で元利均等返済する額。

(イ) 基準金利

①TOKYO SWAP REFERENCE RATEとしてテレレート17143ページに表示されている6ヶ月LIBORベース10年物（円一円）金利スワップレート（基準日午前10時）とする

②基準金利設定は、供用開始日の2営業日前（銀行営業日でない場合はその翌営業日）とする。また、本事業では基準金利の見直しを改定の基準日である平成42年7月1日の2営業日前に行うものとする。

なお、提案書の作成時には、平成27年7月8日（水）の基準金利とする。

オ 事業量の変動により費用が変化するものについて

整備費割賦料の元金に含まれる費用のうち、汚染土壌対策業務、地中支障物対策業務、電波障害対策業務及びインフラ整備（電気、ガス、上下水道、電話）業務にかかる費用は、事業量の変動に応じた支払いを行う。また、計量管理装置等設置費用は、実際に設置等に要した費用の支払いを行う。なお、当該費用は、供用開始日の2営業日前に確定することとする。

(ア) 汚染土壌対策費

本施設の建設に伴って掘削した汚染土壌に対する汚染土壌対策に要する費用をいう。

S P Cは、土壤汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）、県民の生活環境保全等に関する条例（平成15年3月25日条例第7号）及び愛知県土壤汚染等対策指針（平成26年10月28日愛知県告示第526号）のほか、平成15年環境省告示第20号及びダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月16日法律第105号）等により、当該汚染土壌を適正に処理するものとするが、その処理方法は、経済性を十分に検討し、検討結果を市に報告すること。

対策に要する費用は、提案された金額を前提とするが、支払い方法等については、改めて市とS P Cで協議を行うものとする。

(イ) 地中支障物対策費

本施設の建設にあたって支障がある地中支障物の解体及び撤去に要する費用をいう。

S P Cは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）及び関係法令等により、当該地中支障物を適正に処理するものとするが、その処理方法は、経済性を十分に検討し、検討結果を市に報告すること。

対策に要する費用は、提案された金額を前提とするが、支払い方法等については、改めて市とS P Cで協議を行うものとする。

(ウ) 電波障害対策費

本費用は、要求水準書「第2編 第2章 第1節 7 電波障害発生の防止」に記載された電波障害対策に係る調査及び対策に係る費用をいう。

提案時には、本費用を1,600,000円（税抜き）として計上するものとするが、市から民間事業者への支払いについては、実際に電波障害調査及び対策に要した費用とする。なお、本費用は工事内容等により異なるため、事業契約締結後に詳細な検討を行い、検討結果及び調査及び対策に要した費用を市に報告するものとする。ただし、要求水準書「第2編 第2章 第1節 7 (4) 建設中対策」に規定された事項については、民間事業者の責任と費用負担により、別途対策を講じること。

なお、電波障害の対策エリア及び対策方法は、市と協議の上、市が決定するものとする。

(エ) インフラ整備負担金

①電気

電気について、本施設の稼働に必要な電力を確保し、系統連系を行うために必要な特別高圧引込み工事に係る費用の一部を、電気事業者に対し負担金として民間事業者が支払う。ただし、提案時には名古屋市西区二方町からの地下埋設による引込み及び系統連系検討等に要する費用として220,000,000円（税抜き）を計上するものとするが、市から民間事業者への支払額は、実際に民間事業者から電気事業者へ負担した金額とする。なお、電気事業者への負担金額は工事内容等により異なるため、引込み工事にあたっては、電気事業者と詳細な検討を行い、検討結果及び負担金額等を市に報告するものとする。

②都市ガス

都市ガスについて、本施設を稼働するために必要なガスを確保するために中圧A導管引込み工事に係る費用の一部を、ガス事業者に対し負担金として民間事業者が支払う。ただし、提案時には北名古屋市井瀬木交差点付近からの地下埋設による引込みに要する費用として90,000,000円（税抜き）を計上するものとするが、市から民間事業者への支払額は、実際に民間事業者からガス事業者へ負担した金額とする。

なお、ガス事業者への負担金額は工事内容等により異なるため、引込み工事にあたっては、ガス事業者と詳細な検討を行い、検討結果及び負担金額等を市に報告するものとする。

③上水道

上水道について、引込みを行う水道管の規格及び敷設経路等により、上水道引込み工事に係る水道事業者への負担金額が異なる。そのため、上水道の引込みに係る負担金額は民間事業者の提案とし、市から民間事業者への支払額は、実際に民間事業者から水道事業者へ負担した金額とする。なお、引込み工事にあたっては、水道事業者と詳細な検討を行い、検討結果及び負担金額等を市に報告するものとする。

④下水道

下水道について、引込みを行う下水管の規格及び敷設経路等により、下水道引込み工事に係る下水道事業者への負担金額が異なる。そのため、下水道の引込みに係る負担金額は民間事業者の提案とし、市から民間事業者への支払額は、実際に民間事業者から下水道事業者へ負担した金額とする。なお、引込み工事にあたっては、下水道事業者と詳細な検討を行い、検討結果及び負担金額等を市に報告するものとする。

(オ) 計量管理装置等設置費

本費用は、計量管理システムの構築及び計量管理装置の設置等にかかる費用をいう。

提案時には、本費用として35,000,000円（税抜き）を計上するものとするが、市から民間事業者への支払額は、実際に計量管理システムの構築及び計量管理装置の設置等に要した費用とする。なお、本費用は工事内容等により異なるため、市と詳細な検討を行い、検討結果及び設置等に要した費用等を市に報告するものとする。

また、計量管理システムの構築及び計量管理装置の設置にあたり、市の「名古屋市環境局計量管理システム」との接続が必要になるため、事前に市と協議の上、設計・施工する。

(3) 運営・維持管理業務

- ・本施設の運営・維持管理業務の対価に相当する費用は、下記の費目から構成される。
- ・年間のごみ搬入量は、可燃ごみ「160千トン」程度、不燃ごみ「12千トン」程度（その内、粗大ごみ「3.5千トン」程度）とし、入札参加者自らが選択する処理方式によって、処理する各種ごみ量を想定し算定することとする。
- ・上記「ごみ量」及び要求水準書に提示する「ごみ質」の変動による民間事業者としての許容範囲については、入札参加者自らが選択する処理方式に応じて提案することとする。

ア 運営・維持管理業務にかかる費用

(ア) 運営費

- ①人件費
- ②用役費（電気、ガス、上下水道、薬品、副資材、油脂）
- ③運搬費
- ④試験測定費
- ⑤見学者等環境学習対応設備運営費
- ⑥ISO認証取得、審査及び更新費用
- ⑦SPC事務経費
- ⑧保険料
- ⑨その他必要と考える費用

(イ) 運営費の分類

固定費と変動費の2つに大別する。

①固定費

処理する可燃ごみ等の変動にかかわらず、本事業を運営する上で、固定的に要する費用である。該当する費用は、次のとおりとする。

- ・人件費
- ・用役費のうち電気、ガス、水道、下水道の基本料金部分
- ・試験測定費
- ・見学者等環境学習対応設備運営費
- ・I S O認証取得、審査及び更新費用
- ・S P C事務経費
- ・保険料
- ・その他必要と考える費用

②変動費

処理する可燃ごみ等の搬入量及び資源化処理量（事業用地外での資源化受託企業での処理も含む）の変動により増減する、本事業を運営に係る費用である。その内訳は、次のとおりとする。

- ・用役費のうち電気、ガス、水道、下水道の基本料金部分を控除した費用
- ・資源化対象物を事業用地外に搬出し、資源化処理業務に要した運送費・処理費算定根拠として提示したごみ種別（不燃ごみ等）搬入量を前提に、資源化対象物（焼却灰・溶融飛灰・破碎不燃物等）ごとに、その発生率又は発生量を想定し[資源化処理／運送]処理単価（トン当たり等）を提案すること。
- ・その他必要と考える費用

(ウ) 維持管理費

処理する可燃ごみ等の量や質の変動にかかわらず、本施設を維持管理する上で、固定的に要する費用である。

従って、運営委託料の算定にあたっては、上記運営費の固定費と同様に「固定費相当分」に含めることとする。

①点検

日常点検、定期点検、法定点検・検査、自主検査をいう。

②補修

点検結果により、設備の基本性能を維持するための調整部分取り替えや、設備が故障した場合の調整、修理、更新、再発防止のための調整、修理、更新をいう。補機類等耐用年数が短い機器の定期的な更新なども含む。

③大規模修繕

設備の基本性能を維持するために、基幹的設備機器（燃焼（溶融）設備、燃焼ガス冷却設備、排ガス処理設備等）の老朽化等に対し、一定期間ごとに機能改善のために行われる大規模な更新・改造工事をいう。

(エ) その他収入

- ・入札参加者自らが選択する処理方式によって想定する各種ごみの処理量を前提に、余剰電力の売却（売電）収入、各種有価物及び資源化物の売却収入を算定し提案すること。
- ・「ごみ量」及び要求水準書に提示する「ごみ質」の変動による民間事業者としての許容範囲については、入札参加者自らが選択する処理方式に応じて提案することとする。
- ・いずれの売却収入も、全額、民間事業者の収入とするが、提案された売却収入をもって運営・維持管理費を相殺するものとする。資源化処理相当分も同様に算定すること。その相殺方法は、市が民間事業者に支払う運営委託料に織り込むこととする。

イ 運営委託料

上述した運営・維持管理にかかる各費用を基に、対価として市より支払いを希望する金額を運営委託料として算定し提案することとする。このとき、運営委託料の算定根拠と併せて示すこと。

(ア) 固定費相当分

- ・運営・維持管理期間にわたり、一定の当該委託料を支払う。
- ・運営費の固定費相当分は、「人件費相当分」「用役費のうち電気、ガス、上下水道の基本料金相当分」「それらを除いた固定費相当分」に分けることとする。このとき、それらを除いた固定費相当分については、できる限りその内訳を明示すること。
- ・固定費相当分に含める維持管理費相当分は、「点検相当分」「補修相当分」「大規模修繕相当分」に分けることとする。このとき、それぞれはできる限りその内訳を明示すること。

(イ) 変動費相当分

- ・入札参加者自らが選択する処理方式によって想定する各種ごみの処理量を前提に、「可燃ごみ等処理相当分」と「資源化処理相当分」に分けて算定することとする。また、それら委託料の算定根拠として、可燃ごみ等の処理単価（トン当たり）、各種資源化対象物の〔資源化処理／運送〕の処理単価（トン当たり等）を併せて提案すること。
- ・なお、実際の支払方法は下記の通りとする。

①可燃ごみ等処理相当分

第1四半期から第3四半期の当該委託料については、可燃ごみ等を、実際に処理した量（以下「実績処理量」という。）にかかわらず、当該年度に予定される処理量（以下「計画処理量」という。）の4分の1を、入札参加者より提案された可燃ごみ等1トンあたりの処理単価（以下「可燃ごみ等処理単価」という。）に乗じて算定を行う。一方、第4四半期の当該委託料については、可燃ごみ等処理単価に当該年度の実績処理量を乗じて、年間の可燃ごみ等処理費を確定した上で、第1四半期から第3四半期の当該委託料を控除した調整額により算定する。

②資源化処理相当分

- ・入札参加者は、提案時において、資源化対象物（焼却灰・溶融飛灰・破碎不燃物等）ごとに、ごみ種別（不燃ごみ等）処理量からの「発生率または発生量」及び「[資源化処理／運送]処理単価（トン当たり）」を提案することとする。
- ・第1四半期から第3四半期の当該委託料、並びに第4四半期の当該委託料については、可燃ごみ等処理相当分と同様に算定する。

[算定式]

運営委託料(変動費相当分)

$$= (A) + (B)$$

可燃ごみ等処理相当分(A)

$$= (\text{可燃ごみ等処理量}) \times (\text{提案可燃ごみ等処理単価})$$

資源化処理相当分(B)

$$= \Sigma \text{各種資源化対象物の[資源化処理／運送]数量} \times \text{提案[資源化処理／運送]処理単価}$$

ただし、各種資源化対象物の資源化処理数量が、提案された数量（※）を大幅に超えた場合、S P Cと共に市と資源化企業は、その原因等について速やかに協議しなければならない。

$$(\text{※}) \text{ 各種資源化対象物の提案された数量} = (\text{可燃ごみ等処理量}) \times (\text{提案発生率})$$

2 施設整備委託料及び運営委託料の支払いについて

市は、「建設時支払金及び引渡時支払金」、「整備費割賦料」、「運営委託料」を、市と民間事業者との間で締結する事業契約書の規定に基づき、民間事業者に対し支払うものとする。

（1）建設時支払金及び引渡時支払金

建設期間（平成28年度から平成32年度まで）の各年度末に、交付金等にかかる検査が完了した場合、すみやかに市に請求書を提出する。市は、請求を受けた日から30日以内に民間事業者に対して当該支払金を支払う。支払回数は、各年度1回とし、計5回支払う。

（2）整備費割賦料

民間事業者は、運営・維持管理期間の各年度の第1四半期相当分を7月1日以降に、第2四半期相当分を10月1日以降に、第3四半期相当分を1月1日以降に及び第4四半期相当分を4月1日以降に、市による四半期報告書の確認を得た後、すみやかに市に請求書を提出する。市は、請求を受けた日から30日以内に民間事業者に対して支払う。

支払回数は、各年度 4 回とし、計 80 回支払う。ただし、運営初年度である平成 32 年度は第 2 四半期からの支払い、運営最終年度である平成 52 年度は第 1 四半期のみの支払いとなる。

（3）運営委託料

市は、民間事業者の運営・維持管理業務の実施状況をモニタリングし、要求水準及び事業契約が満たされていることを確認した上で、運営委託料を支払う。

市は、民間事業者から四半期業務報告書の提出を受け、四半期に一度、業務状況の良否を判断し、業務報告書の受領後 14 日以内（閑序日を除く）に民間事業者へモニタリングの結果を通知する。当該通知の後に民間事業者は、各年度の第 1 四半期相当分を 7 月 1 日以降に、第 2 四半期相当分を 10 月 1 日以降に、第 3 四半期相当分を 1 月 1 日以降に、第 4 四半期相当分を 4 月 1 日以降に、市に対して運営委託料の請求書を提出する。

市は、請求を受けた日から 30 日以内に民間事業者に対して整備費割賦料とあわせて運営委託料を支払う。支払回数は、各年度 4 回とし、計 80 回支払う。

ただし、運営初年度である平成 32 年度は第 2 四半期からの支払い、運営最終年度である平成 52 年度は第 1 四半期のみの支払いとなる。

注) 各運営委託料の処理単位の「トン」は、小数点以下第 3 位を四捨五入し第 2 位までとする。また、「処理単価」は、百円単位とする。

（4）その他

市が民間事業者に対して負担すべき追加費用の支払いは、運営委託料の増額をもって行うことができる。また、民間事業者が市に対して負担すべき追加費用の支払いは、運営委託料の減額をもって行うことができる。なお、損害賠償請求に関してはこの限りでない。

表 整備費割賦料・運営委託料等の支払いイメージ

			設計・建設業務		運営・維持管理業務	
設計・建設期間	年度	期	建設時支払金及び 引渡時支払金	整備費 割賦料	運営委託料	
					(固定費相当分)	(変動費相当分)
	H28		出来高払い		—	—
	H29		出来高払い		—	—
	H30		出来高払い		—	—
	H31		出来高払い		—	—
運営・維持管理期間	H32	I		—	—	—
		II		改定	固定	定額
		III		定額	固定	定額
		IV		定額	固定	変動調整
	H33	I		定額	固定	定額
		II		定額	固定	定額
		III		定額	固定	定額
		IV		定額	固定	変動調整
					—	—
	⋮				⋮	⋮
	H42	I		定額	固定	定額
		II		改定	固定	定額
		III		定額	固定	定額
		IV		定額	固定	変動調整
	H43	I		定額	固定	定額
		II		定額	固定	定額
		III		定額	固定	定額
		IV		定額	固定	変動調整
					—	—
	⋮				⋮	⋮
	H51	I		定額	固定	定額
		II		定額	固定	定額
		III		定額	固定	定額
		IV		定額	固定	変動調整
	H52	I		定額	固定	変動調整
		II		—	—	—
		III		—	—	—
		IV		—	—	—

注) 物価変動による調整は除く

別紙4 運営委託料の減額等の措置について

1 要求水準を満たしていない場合等の対応

市は、運営委託料の支払いにあたり、四半期毎に実施する定期モニタリング及び必要に応じて実施する随時モニタリングにより、業務状況の良否を判断する。

その結果、要求水準を満たしていない場合や事故等が発生した場合には、市は、次のような改善措置をとるものとする。

(1) 停止改善措置

市は、次の場合、民間事業者に本施設の全部又は一部を即時停止させるとともに改善措置を講ずることを通告し、改善方法及び改善期日を記載した計画書又は説明書（以下「改善計画書」という。）の提出を求める。

ア 定期モニタリングの結果、要求水準を満たさず、本施設の停止措置が必要であると判断した場合

イ 事業の遂行に重大な影響を及ぼす事故等が発生し、随時モニタリングを実施した結果、本施設の停止措置が必要であると市が判断した場合

また、事業の遂行に重大な影響を及ぼす事故等の発生により、民間事業者の判断で本施設の全部又は一部を停止し、市が随時モニタリングを実施して、その停止状態を確認した場合においても停止改善措置の手続きを行うものとする。

なお、停止改善措置は、本施設の全炉が停止している状態の場合（以下「停止改善措置（全炉停止）」という。）と、施設の1炉のみ稼働している状態の場合（以下「停止改善措置（1炉稼働）」という。）に分けて、減額措置をとることとする。

(2) 繼続改善措置

市は、次の場合、民間事業者への監視をより強化するとともに改善措置を講ずることを通告し、改善計画書の提出を求める。

ア 定期モニタリングの結果、要求水準を満たさないものの、本施設の稼働を継続できることと市が判断した場合

イ 事故等が発生し、随時モニタリングを実施した結果、その影響が軽微なため本施設の稼働を継続できることと市が判断した場合

2 改善措置の通告対象となる主な事象

- (1) 環境基準の不遵守
- (2) 機器・設備等の性能未達
- (3) ガス漏れ等の重大な事故
- (4) 予定業務の未実施あるいは放棄

- (5) 災害時の対策不良
- (6) 安全措置の不備による労働災害、人身事故等の発生
- (7) 資源化物の品質未達
- (8) 計画処理量の大幅な未達
- (9) その他市が改善の必要があると判断した場合

3 運営委託料の減額等の措置

(1) 減額措置の概要

市は、運営期間において、停止改善措置や継続改善措置をとった場合、民間事業者に改善措置を講ずることを通告し、一定の改善措置期間経過後も業務不履行と判断した場合、運営委託料の減額を行うものとする。

(2) 減額措置の考え方

ア 停止改善措置の場合

(ア) 停止改善措置（全炉停止）の場合（図表1、図表2参照）

①停止改善措置（全炉停止）を通告された民間事業者は、本施設を全炉停止状態とし、かつ、すみやかに改善計画書を作成し、同計画書に従って改善措置を講ずる。なお、民間事業者は改善計画書を市に提出するものとし、市は必要に応じて改善計画書の修正若しくは再作成を指示することができるところとする。

②上記①の改善措置後、隨時モニタリングを行った結果、改善されていないと市が判断した場合、引き続き本施設は停止状態とし、市は、再度民間事業者に改善措置を講ずることを通告する。

③本施設の全部が停止した日（以下「施設停止日」という。）から15日以上経過した場合は、市は業務不履行と判断し、本施設の停止期間にかかる運営委託料を減額する。

④運営委託料の減額措置は、施設停止日から稼働再開日までの期間について、運営委託料（固定費相当分）の50%を減額するものとする。（年365日の日割計算により算定する。）

ただし、施設停止日から定期モニタリングまでの期間が14日以内の場合で、最終的に15日以上本施設が停止していた場合には、減額措置は翌四半期の支払時に行うものとする。

⑤上記①の改善措置後、隨時モニタリングを行った結果、本施設の全炉稼働が可能であると市が判断した場合、稼働を再開し、運営委託料の減額措置を解除する。なお、1炉のみ稼働が可能であると市が判断した場合、減額措置は次の（イ）停止改善措置（1炉稼働）の場合の適用を受ける。

⑥本施設が改善されない状態が継続する場合は、施設停止日から1年に達する日の前

日まで上記①～②を繰り返す。

⑦施設停止日から1年以上経過しても改善されていないと市が判断した場合、市は、運営委託料の支払いを停止する。

⑧上記⑦の場合、市は、民間事業者と協議の上本事業を継続するか否かを検討し、継続する場合は、本施設の運営及び維持管理に関する業務を行う者を変更することができる。また、継続しない場合、市は、本契約を解除することができる。

(イ) 停止改善措置（1炉稼働）の場合（図表3、図表4参照）

①停止改善措置（1炉稼働）を通告された民間事業者は、停止を指示された炉を停止し、かつ、すみやかに改善計画書を作成し、同計画書に従って改善措置を講ずる。なお、民間事業者は改善計画書を市に提出するものとし、市は必要に応じて改善計画書の修正若しくは再作成を指示することができるとしている。

②上記①の改善措置後、随時モニタリングを行った結果、改善されていないと市が判断した場合、1炉稼働のままでし、市は、再度民間事業者に改善措置を講ずることを通告する。

③本施設が1炉稼働となった日から15日以上経過した場合は、市は業務不履行と判断し、1炉稼働の期間にかかる運営委託料を減額する。

④運営委託料の減額措置は、1炉稼働となった日から稼働再開日までの期間について、180日までは運営委託料（固定費相当分）の30%を減額するものとし、181日目以降は、運営委託料（固定費相当分）の50%を減額するものとする。（年365日の日割計算により算定する。）

ただし、1炉稼働となった日から定期モニタリングまでの期間が14日以内の場合で、最終的に15日以上1炉稼働であった場合には、減額措置は翌四半期の支払時に行うものとする。

なお、変動費については処理量に応じて支払うこととする。

⑤上記①の改善措置後、随時モニタリングを行った結果、停止している炉の稼働が可能であると市が判断した場合、稼働を再開し、運営委託料の減額措置を解除する。

⑥本施設が改善されない状態が継続する場合は、施設停止日から1年に達する日の前日まで上記①～②を繰り返す。

⑦施設停止日から1年以上経過しても改善されていないと市が判断した場合、市は、運営委託料の支払いを停止する。

⑧上記の⑦の場合、市は、事業者と協議の上、本事業を継続するか否かを検討し、継続する場合は、本施設の運営及び維持管理に関する業務を行う者を変更することができる。また、継続しない場合は、市は、本契約を解除することができる。

イ 継続改善措置の場合（図表5、図表6参照）

①継続改善措置とした場合、市は、民間事業者に改善措置を講ずることを通告する。このとき、市は本施設を停止させることなく民間事業者への監視をより強化する。

②通告された民間事業者は、すみやかに改善計画書を作成し、同計画書に従って次回定

期モニタリングまでの期間において改善措置を講ずる。ただし、次回定期モニタリングまでの期間が短い場合は、双方協議するものとする。なお、民間事業者は改善計画書を市に提出するものとし、市は必要に応じて改善計画書の修正若しくは再作成を指示することができる」とする。

③次回定期モニタリングの結果、改善されていないと市が判断した場合、市は業務不履行と判断し、再度民間事業者に改善措置を講ずることを通告するとともに、運営委託料を減額する。

④運営委託料の減額措置は、業務不履行を繰り返す毎に加算され、1回目が四半期分の運営委託料（固定費相当分）の10%、2回目が四半期分の運営委託料（固定費相当分）の30%、3回目が四半期分の運営委託料（固定費相当分）の50%を減額することとする。

なお、変動費については処理量に応じて支払うこととする。

⑤次回定期モニタリングの結果、改善が認められたと市が判断した場合は、業務不履行と見なさず運営委託料の減額措置を講じない。

⑥業務不履行が連續3回以内の場合、上記②～③を繰り返す。

⑦ただし、連續4回目の改善措置経過後の定期モニタリングの結果、更に業務不履行と市が判断した場合、市は、民間事業者への運営委託料の支払いを停止する。

⑧上記⑦の場合、市は、民間事業者と協議の上、本事業を継続するか否かを検討し、継続する場合は、本施設の運営及び維持管理に関する業務を行う者を変更することができる。また、継続しない場合は、市は、本契約を解除することができる。

4 資源化処理における減額措置について

(1) SPCが提案した資源化企業が事業継続できない場合（資源化企業の事由により、業務遂行が不可能となった場合）

市とSPCとの協議により、SPCが提案した資源化処理が、資源化全部若しくは部分的に業務遂行（又は継続）が不可能となった場合には、基本協定第5条の定めるところに従い、SPCは自らの費用と責任で資源化受託企業の代替企業又はつなぎ企業を探索し、資源化処理が可能となる責務を負うものとする。ただし、資源化企業及び運送企業の変更に伴う資源化処理に要する単価が変更する場合の取り扱いは次のとおりとする。

ア 代替資源化処理企業を選定した場合

(ア) 資源化処理単価と運送単価の合算額が減額される場合

減額された単価に基づき、SPCに対して、資源化処理及び運送に対する対価として支払う。

(イ) 資源化処理単価と運送単価の合算額が増額される場合

増額された単価に基づき、SPCに対して、資源化処理及び運送に対する対価として支払う。ただし、提案時の資源化処理及び運送に要する単価差分の費用については、

S P Cに対する運営委託料から減額する。

イ 代替資源化企業が選定できない場合

S P Cが代替資源化企業をどうしても選定できないときは、その期間についてのみ埋立処分を認めることとする。また、その場合には民間埋立処分事業者と埋立処分単価で契約することも可能とし、埋立処分に対する対価として支払うものとする。ただし、埋立処分費の1/2に相当する額をS P Cに対する運営委託料から減額する。

(2) 民間事業者が提案した資源化企業が事業継続できない場合（災害などの不可抗力に起因し、業務遂行が不可能となった場合）

市とS P Cとの協議により、S P Cが提案した資源化処理が、全部若しくは部分的にも業務遂行（又は継続）が不可能となった場合には、基本協定第5条の定めるところに従い、S P Cは自らの費用と責任でもって資源化受託企業の代替企業又はつなぎ企業を探索し、資源化処理が可能となる責務を負うものとする。ただし、資源化企業及び運送企業の変更に伴う資源化処理に要する単価が変更する場合の取り扱いは次のとおりとする。

ア 代替資源化企業を選定した場合

(ア) 資源化処理単価と運送単価の合算額が減額される場合

減額された単価に基づき、S P Cに対して、資源化処理及び運送に対する対価として支払う。

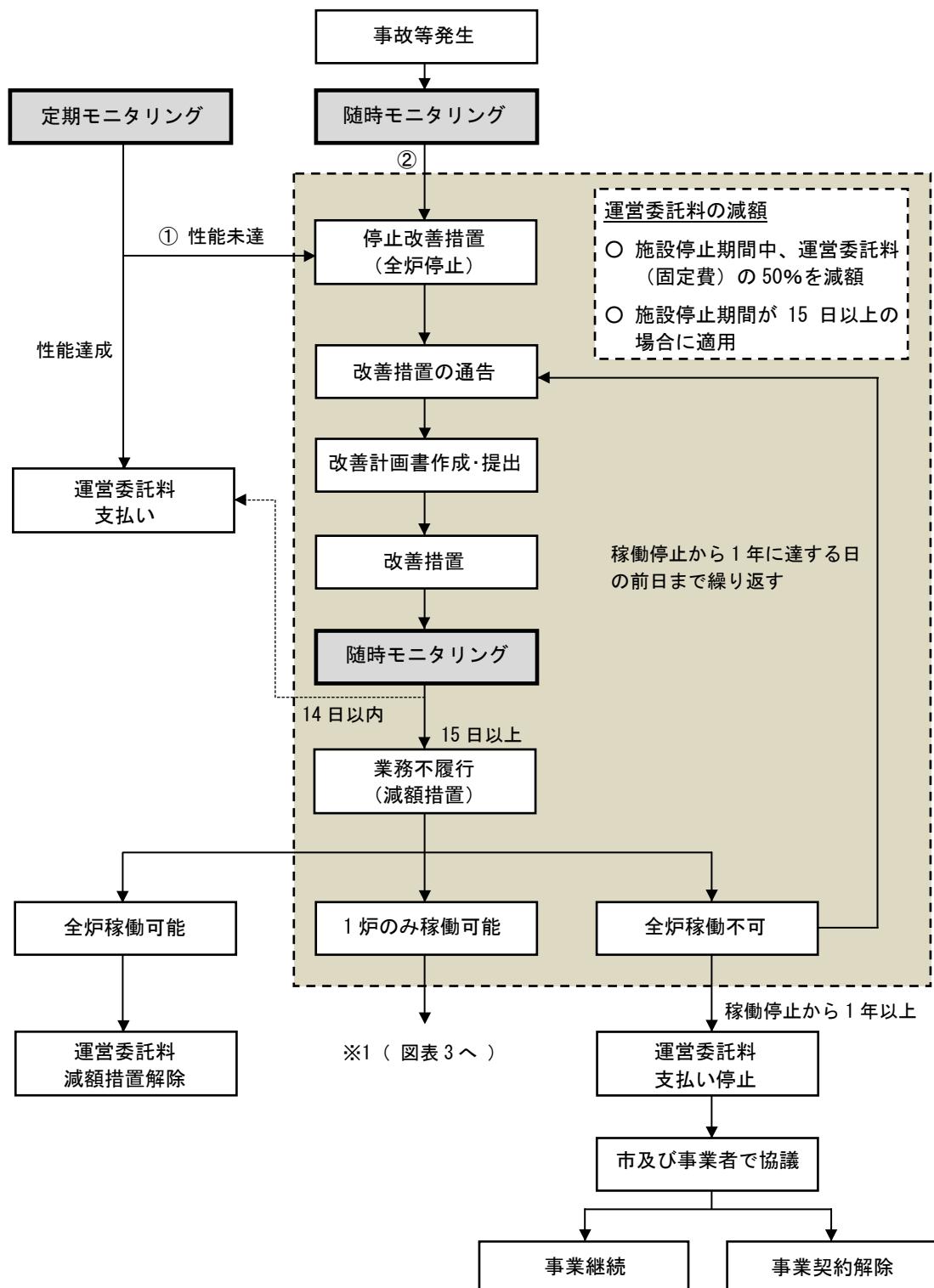
(イ) 資源化処理単価と運送単価の合算額が増額される場合

経費の増加を必要としない事業者の選定を探索することを基本とするが、増額されることとなった場合には、増額された単価に基づき、S P Cに対して、資源化処理及び運送に対する対価として支払う。

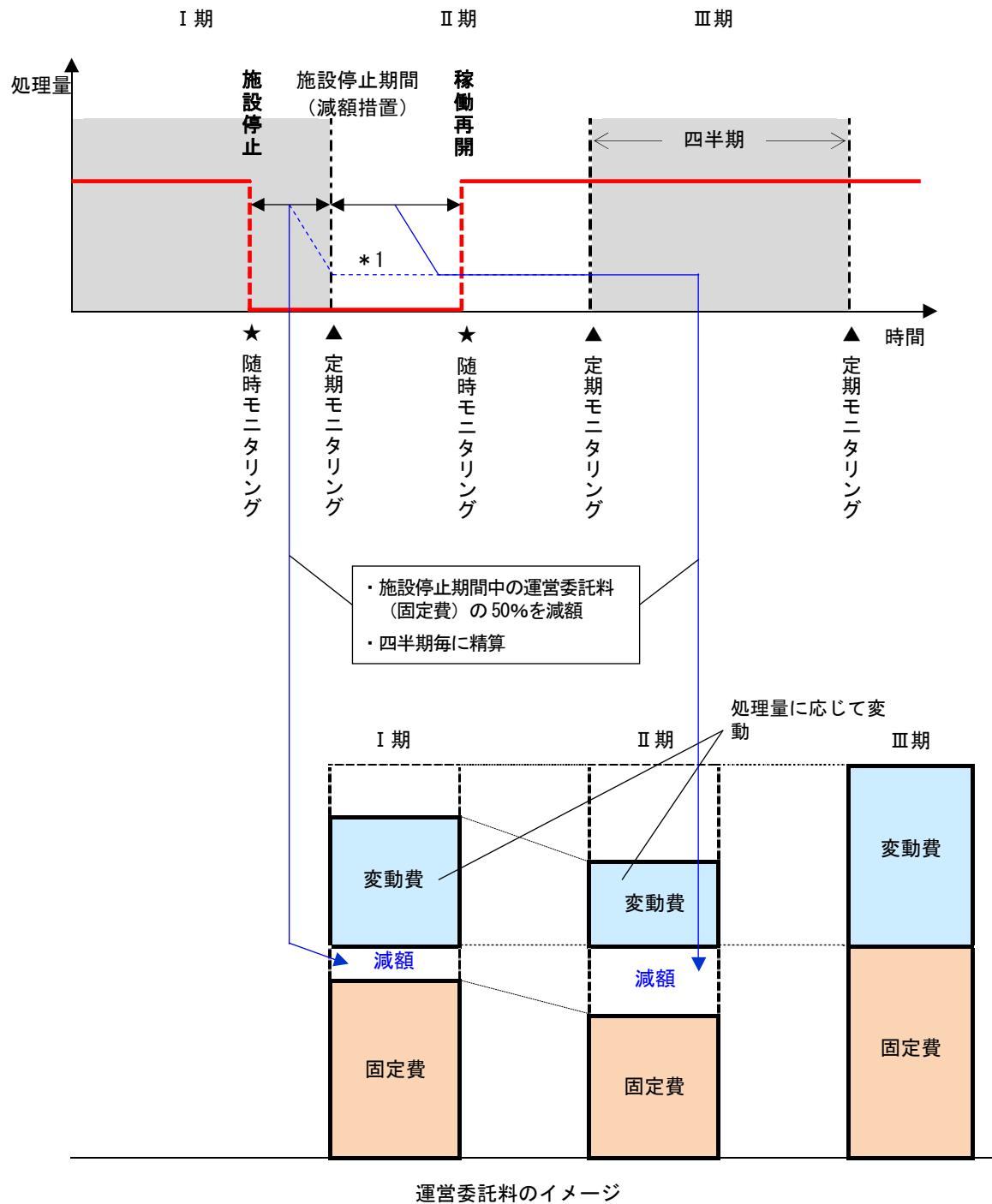
イ 代替資源化企業が選定できない場合

S P Cが代替資源化企業をどうしても選定できないときは、その期間についてのみ埋立処分を認めることとする。また、その場合は民間埋立処分事業者と埋立処分単価で契約することを可能とし、埋立処分に対する対価として支払うものとする。

図表1 減額等に関する手続きのながれ（停止改善措置（全炉停止）の場合）

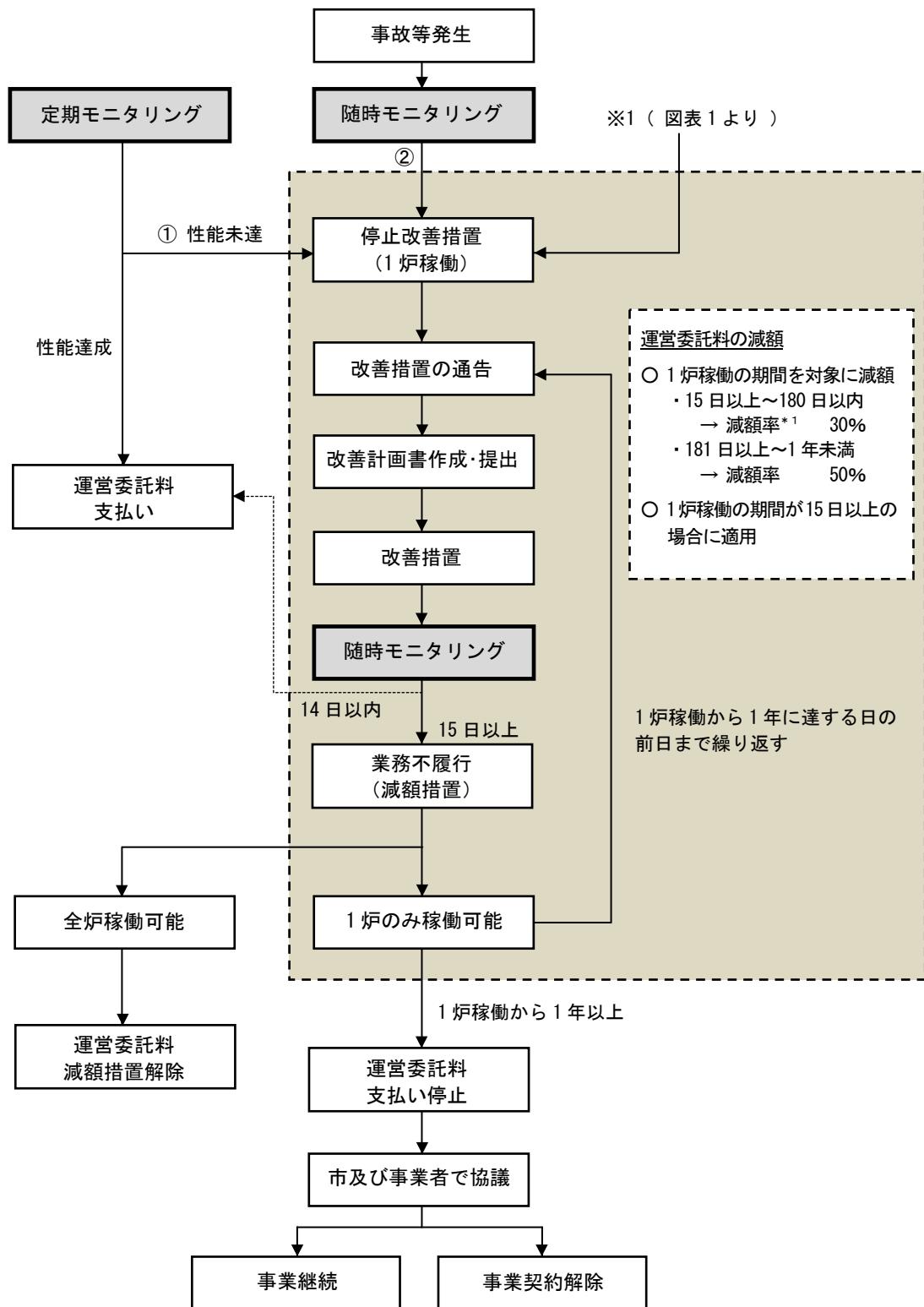


図表2 減額措置のイメージ（停止改善措置（全炉停止）の場合）

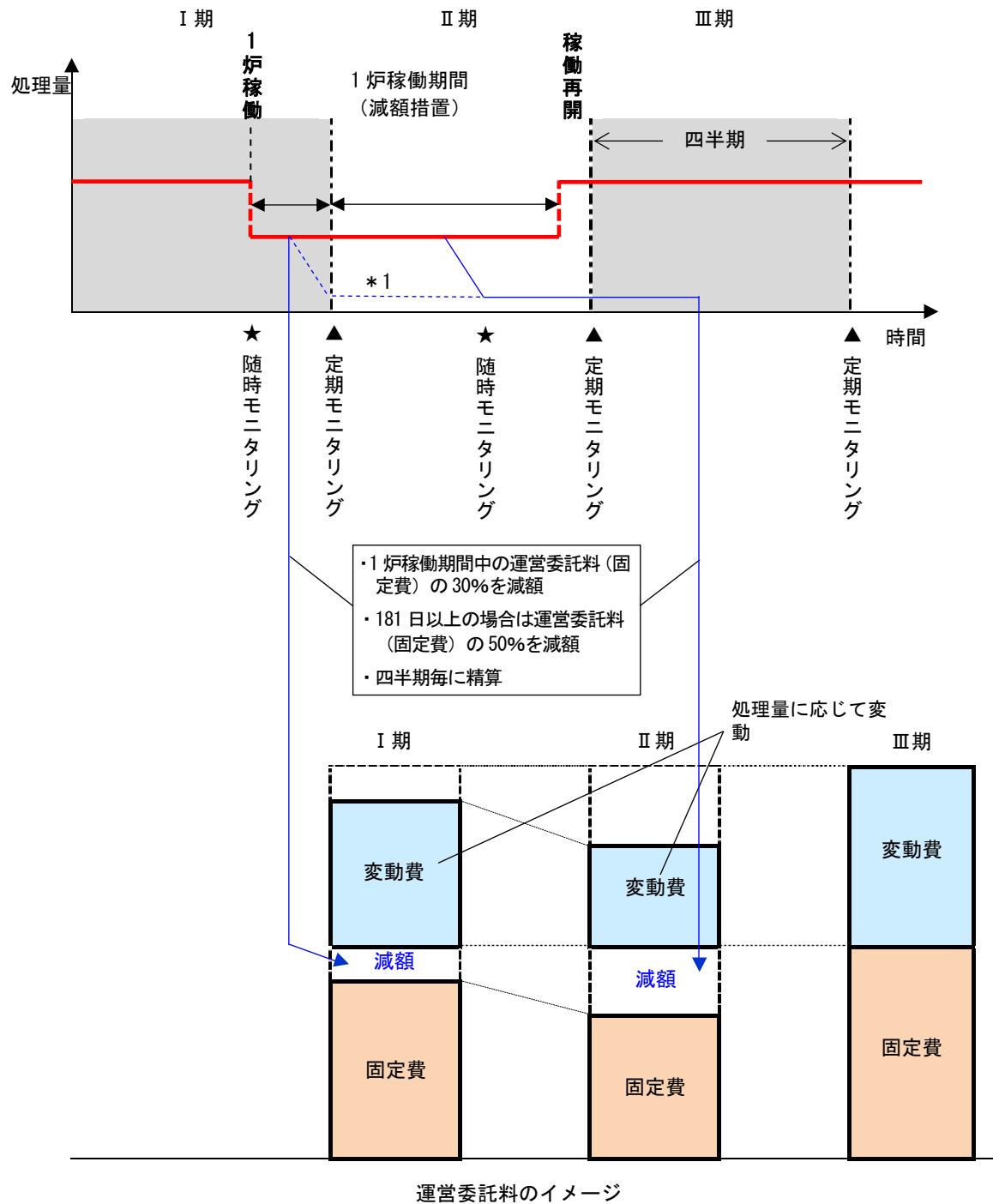


*1：施設停止日から定期モニタリングまでの期間が14日以内の場合（点線部分）で、最終的に15日以上本施設が停止していた場合は、翌四半期で精算。

図表3 減額等に関する手続きのながれ（停止改善措置（1炉稼働）の場合）

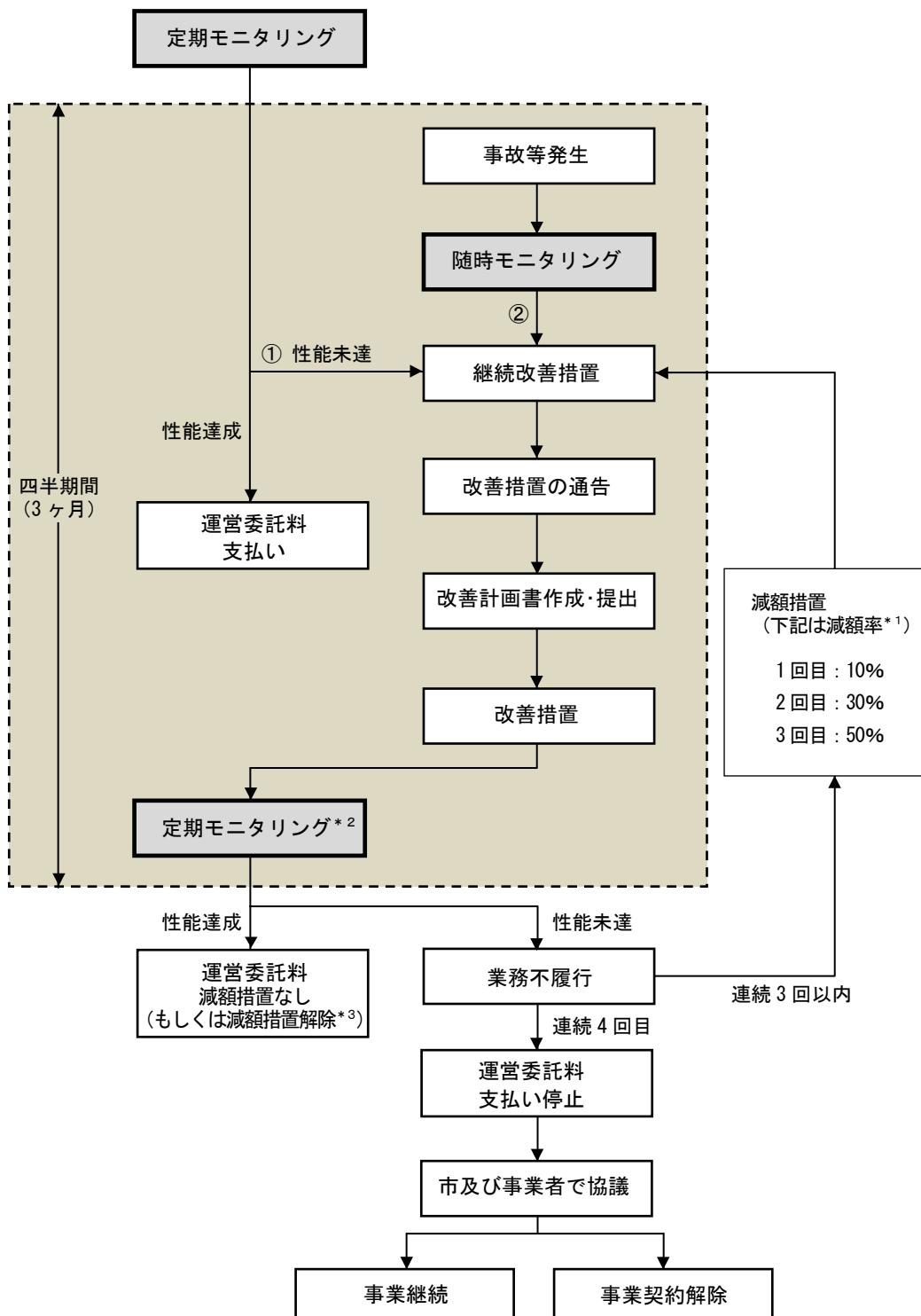


図表4 減額措置のイメージ（停止改善措置（1炉稼働）の場合）



*1: 1炉稼働となった日から定期モニタリングまでの期間が14日以内の場合（点線部分）で、最終的に15日以上1炉稼働であった場合は、翌四半期で精算。

図表 5 減額等に関する手続きのながれ（継続改善措置の場合）

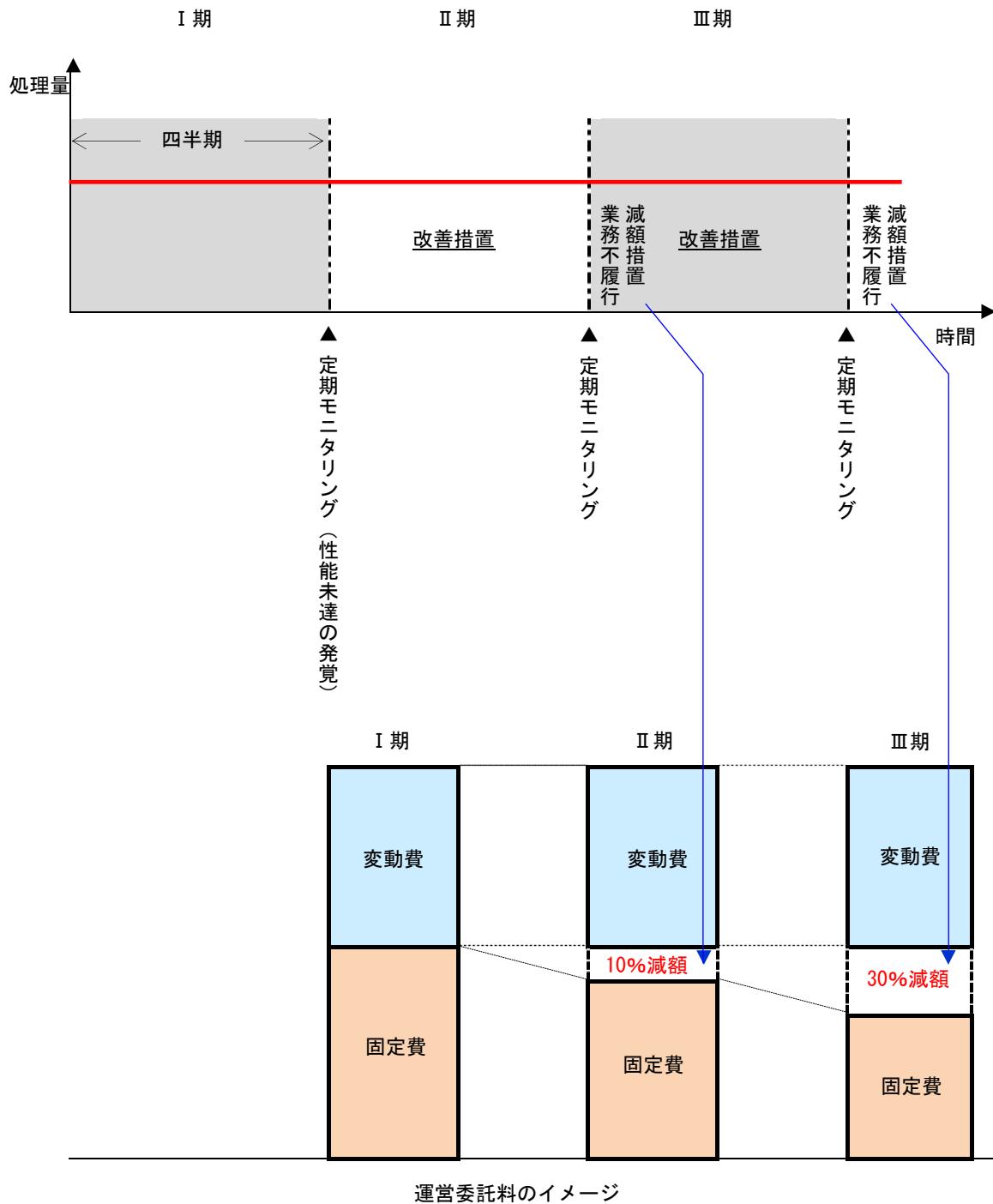


* 1：「減額率」とは、運営委託料（固定費）から減額する比率。対象費用は、四半期分の運営委託料（固定費）。

* 2：事故等による継続改善措置の場合で、定期モニタリングまで期間が短い場合は協議を実施。

* 3：業務改善措置を2回以上繰り返している場合。

図表6 減額措置のイメージ（継続改善措置の場合）



別紙5 整備費割賦料及び運営委託料の改定について

1 整備費割賦料の改定

金利変動を考慮した改定を行うため、運営11年度目である第41回以降の支払いについて、基準金利の見直しを行い、残りの整備費割賦料を算定し直す。なお、民間事業者から提案されたスプレッドは原則見直さない。

基準金利の見直しは、改定の基準日である平成42年7月1日の2営業日前（銀行営業日でない場合はその翌営業日）に行うものとする。

注) 「銀行営業日」とは、民間事業者が資金調達を行う金融機関（複数の場合は代表金融機関）の営業日をいう。

2 運営委託料の改定

(1) 物価変動による改定

運営委託料は、平成32年度以降、物価変動を考慮した改定を行う。改定は、各事業年度に1回行い、翌事業年度の第1四半期の支払時より反映する。

ア 改定の対象となる費用及び改定対象とする指標

物価変動による改訂を必要とする費目（固定費相当分又は変動費相当分）及び物価変動の判断に用いる指標については、入札参加者が提案するものとする。

指標としては、消費者物価指数（財・サービス分類指標（全国）の「サービス」）などが想定されるが、例えば、消費者物価指数を原則とし、当該指標以外の指標が適切であると判断した費目については、該当する指標を提案することとする。

ただし、提案する指標は、市も客観的且つ容易に確認できるものとする。

【事例】

対象費用	価格指標	備考
固定費／人件費相当	賃金指標 (毎月労働統計調査 愛知県調査産業計)	前年度の年度平均値 (10月公表)
固定費／電気等の基本料金相当	消費者物価指標 (名古屋市光熱・水道)	前年度の年度平均値 (4月公表)
変動費相当	消費者物価指標 (名古屋市総合)	前年度の年度平均値 (4月公表)

イ 改定の方法

改定の対象となる価格指標の比率を算定する。このとき、価格指標比に小数点第4位未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

算定された価格指標比をもとに改定額を算定する。ただし、改定率の絶対値が1.5%以

下であった場合には、物価変動に基づく改定を行わないものとする。

なお、改定を行わなかった場合、前回改定した対価を前提に改定率を算定する。

【事例】 運営委託料（固定費相当）のうちの人事費相当額（A）の改定方法

①運営初年度の支払額の改定

$$A_1 = A_0 \times (L_1/L_0)$$

ただし、 $| (L_1/L_0) - 1 | > 1.5\%$ とする。

②n 年度の支払額の改定（前年度改定を行った場合）

$$A_n = A_{n-1} \times (L_n/L_{n-1})$$

ただし、 $| (L_n/L_{n-1}) - 1 | > 1.5\%$ とする。

③前年度改定が行われていない年度の支払額の改定

$$A_n = A_z \times (L_n/L_z)$$

ただし、 $| (L_n/L_z) - 1 | > 1.5\%$ とする。

A₀：契約書に規定された運営委託料（固定費）のうちの人事費相当額

A₁：運営初年度に支払われる改定後の運営委託料（固定費）のうちの人事費相当額

A_n：運営 n 年度に支払われる改定後の運営委託料（固定費）のうちの人事費相当額

A_z：前回改定となった運営委託料（固定費）のうちの人事費相当額

L₀：契約年度の前年度の賃金指数

L₁：運営初年度の支払い対象となる前年度の賃金指数

L_n：運営 n 年度の支払い対象となる前年度の賃金指数

L_z：前回改定の基礎となった年度の支払い対象となる前年度の賃金指数

（2）消費税及び地方消費税の変動による改定

事業期間中に消費税及び地方消費税が変動した場合に、市は、当該変動にあわせて変更された消費税及び地方消費税相当額を負担する。

なお、他の税制改正による改定は行わない。